

郡山市国民保護計画

(令和8年4月修正)

郡 山 市

目次

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ等	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
4 郡山市地域防災計画との関連	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針等	3
1 基本指針	3
2 その他の留意事項	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1 市及び関係機関の役割の概要	5
2 市の事務又は業務の大綱	6
3 郡山地方広域消防組合消防本部の事務又は業務の大綱	6
4 県の事務又は業務の大綱	6
5 関係機関の連絡先	7
第4章 市の地理的、社会的特徴	8
1 地理的特徴	8
2 社会的特徴	9
第5章 市国民保護計画が対象とする事態	13
1 武力攻撃事態等の類型	13
2 緊急対処事態の類型	16

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等	17
第1 市における組織・体制の整備	17
1 市の各局等における平素の業務	17
2 市の初動体制の確保	18
3 消防団の体制	19
4 消防本部等における体制整備等の求め	19
5 市対策本部等の設置場所	19
6 住民等の権利利益の救済に係る手続等	20
第2 関係機関との連携体制の整備	21
1 基本的考え方	21
2 国機関との連携	21
3 県との連携	21
4 こおりやま広域圏をはじめとする近接市町村等との連携	22
5 指定公共機関等との連携	22
6 自主防災組織等に対する支援	23
7 ボランティア団体等に対する支援	23
第3 通信の確保	24
第4 情報収集・提供等の体制整備	25
1 基本的考え方	25
2 警報等の伝達に必要な準備	25
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	26
4 被災情報の収集・報告に必要な準備	27
第5 研修及び訓練	28
1 研修	28

2 訓練	28
第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	30
1 避難に関する基本的事項	30
2 避難実施要領のパターンの作成	32
3 救援に関する基本的事項	32
4 運送事業者の輸送力・運送施設の把握等	32
5 避難施設の指定等への協力	33
6 生活関連等施設の把握等	33
第3章 物資及び資機材の備蓄、整備	35
1 市における備蓄	35
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	35
第4章 国民保護に関する啓発	36
1 国民保護措置に関する啓発	36
2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	36

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	37
1 事態認定前における初動体制の確立及び初動措置	37
2 武力攻撃災害の兆候等に関する連絡があった場合の対応	40
第2章 市対策本部の措置等	41
1 市対策本部の設置	41
2 市対策本部長の権限	53
3 市対策本部の廃止	53
4 通信の確保	54
5 広報の実施	54
第3章 関係機関相互の連携	55
1 国・県の対策本部等との連携	55
2 知事、指定行政機関等の長等への措置要請等	55
3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	56
4 県、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	56
5 指定行政機関等の長等に対する職員の派遣要請	57
6 市の行う応援等	57
7 自主防災組織に対する支援	58
8 ボランティア団体等に対する支援等	58
9 民間からの救援物資の受入れ	58
10 住民等への協力要請	58
第4章 警報及び避難の指示等	60
第1 警報の伝達等	61
1 警報の伝達等	61
2 警報内容の伝達の方法	62
3 武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知	62
第2 避難住民の誘導等	63
1 避難措置の指示の通知・伝達	63
2 知事の避難の指示に当たっての協力等	63
3 避難の指示の通知・伝達	64
4 避難実施要領の策定等	65
第5章 救援	69
1 救援の実施	70
2 関係機関との連携	70
3 救援の内容	71

第6章	安否情報の収集・提供	72
1	安否情報の収集	72
2	県に対する報告	73
3	安否情報の照会に対する回答	73
4	日本赤十字社に対する協力等	74
第7章	武力攻撃災害への対処	75
第1	武力攻撃災害への対処	75
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	76
2	武力攻撃災害の兆候の通報	76
第2	応急措置等	78
1	退避の指示	78
2	警戒区域の設定	79
3	応急公用負担等	79
4	消防に関する措置等	80
第3	NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処	82
第8章	被災情報の収集及び報告	85
第9章	保健衛生の確保その他の措置	86
1	保健衛生の確保	86
2	廃棄物の処理	86
第10章	国民生活の安定に関する措置	88
1	生活関連物資等の価格安定	88
2	避難住民等の生活安定	88
3	生活基盤等の確保	88
第11章	特殊標章等の交付及び管理	89
1	特殊標章等	89
2	特殊標章等の交付及び管理	90
3	特殊標章等に係る普及啓発	90

第4編 復旧等

第1章	応急の復旧	91
1	基本的考え方	91
2	公共的施設の応急の復旧	91
第2章	武力攻撃災害の復旧	92
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	93
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国等への負担金の請求	93
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	93
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	94

第5編 緊急処理事態への対処

1	緊急処理事態	95
2	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	95

第1編 総論

第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

郡山市は、昭和46年6月に人類永遠の平和を確立するため「世界連邦平和都市宣言」を行うとともに、昭和59年6月に核兵器の廃絶と軍備縮小を全世界へ訴えるため「郡山市核兵器廃絶都市宣言」を行うなど、平和を都市の基本理念として施策を推進してきた。

今後も恒久平和に向けての一層の取り組みが必要である。

万が一、武力攻撃事態等が発生した場合、市は住民等の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について、SDGs未来都市として、「誰一人取り残さない」SDGsの理念に基づき、以下のとおり定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ等

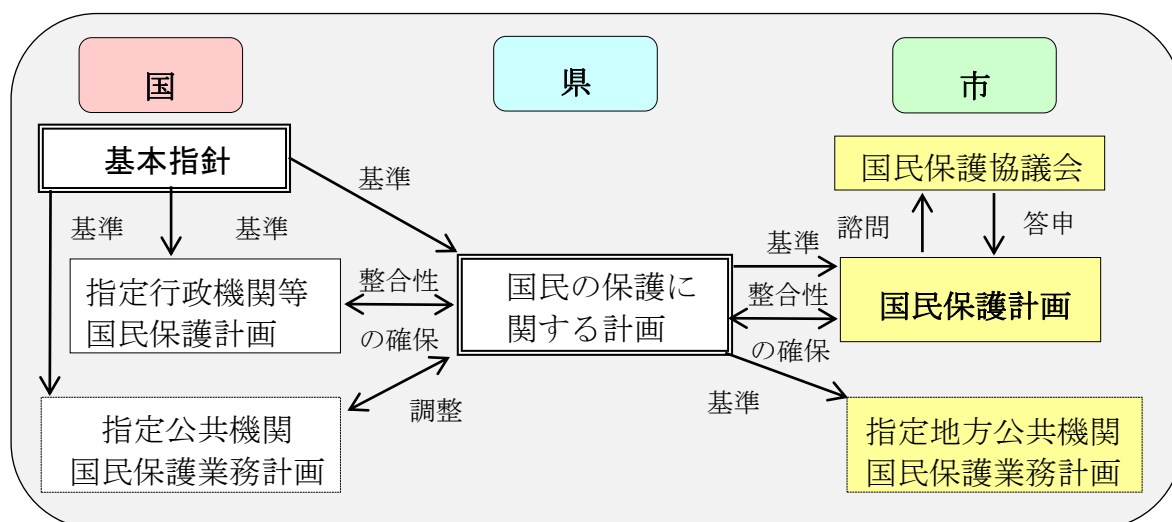
(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。以下同じ。）において、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び福島県の国民の保護に関する計画（以下「県計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、市の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市長は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

「市国民保護計画の位置づけ」



(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画は、武力攻撃事態等において、市及び関係機関の役割、住民等の協力、武力攻撃事態等における住民の避難及び救援等の措置並びに武力攻撃災害への対処その他市の国民保護措置を的確かつ円滑に実施するために必要な以下の事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置及び緊急対処保護措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置及び緊急対処保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 国民保護措置及び緊急対処保護措置その他、市長が必要と認める事項

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

《本編》

第1編 総論

第2編 平素からの備えや予防

第3編 武力攻撃事態等への対処

第4編 復旧等

資料編 別冊

3 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、基本指針や県計画の見直し、今後の国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、訓練の検証結果等を踏まえ、見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問を行い、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。

ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。

4 郡山市地域防災計画との関連

武力攻撃災害への対処については、自然災害等への対応と共通することが多いことから、国民保護措置の実施に際しては、災害対策基本法第42条第1項に基づく郡山市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）による対応方法を活用する。

第2章 国民保護措置に関する基本方針等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について国民保護措置に関する基本方針等として、以下のとおり定める。

1 基本指針

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 住民等の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 住民等に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、住民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村、市の区域を管轄する郡山地方広域消防組合消防本部（以下「消防本部」という。）並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定公共機関等」という。）と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 住民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民等に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、住民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティア等への支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人その他特に配慮を要する者（以下「要支援者」という。）の保護について留意する。

市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関等の自主性の尊重

市は、指定公共機関等の国民保護措置の実施方法については、各機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

2 その他の留意事項

(1) 地域の特性への配慮等

本市は、県の中心部に位置し、東北新幹線と4つの鉄道路線が結節し、また東北自動車道・磐越自動車道が交差するなど、広域交通網の要衝であるとともに、福島空港から至近のアクセス拠点となっており、産業、流通部門においても、中央、西部、北部の工業集積地域をはじめ、郡山IC、郡山南IC周辺は、流通団地や県内最大の総合地方卸売市場等が立地され、東北地方の玄関口における、産業物流の拠点となっている。

また、猪苗代湖や三春ダム等の水源地を有し、水力発電所が3か所、国内有数の風力発電所も立地されている。

市内には、自衛隊施設や3つの大学をはじめ、国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所、ふくしま医療機器開発支援センター、福島県ハイテクプラザなど各種試験場等の学術研究施設等も存在することから、国民保護措置の実施に当たっては、これらの地域特性に十分に配慮する。

(2) 郡山地方広域消防組合消防本部との連携等の確保

市は、消防本部との初動体制、情報連絡体制及び国民保護措置の実施に当たっての役割分担等について、本計画に定めること等により消防本部との連携の確保に努める。

(3) 外国人に対する国民保護措置の適用等

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されると解されていることから、市内に居住し、又は、滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するよう留意するとともに、国民保護措置の実施に当たっては、1の基本方針を適用する。

(4) 初動体制の整備

国民保護法による対処措置は、国の事態認定後に始まるが、事態認定前の段階においても多数の死傷者や建造物が破壊される等の事態の発生に備え、これら事態に対処するための初動体制を確立する。

(5) SDGs の取組

SDGs 未来都市として、「誰一人取り残さない」SDGs の理念に基づき、2030年を目標年次に予見しうる課題についてバックキャストの観点から、近年激化する気候変動への対応等も視野に入れ、国民保護措置の実施に当たっては、デジタル技術を積極的に活用し、境界地に配慮しこおりやま広域圏との連携確保に努める。

(6) こおりやま広域連携中枢都市圏各市町村との情報共有

多様かつ高度な産業や研究機関が集積する「経済県都」である本市の立地にかんがみ、こおりやま広域圏の中核都市として、市町村相互の通勤通学人口が高い状況にあることから、国民保護措置の実施に当たっては、各市町村との連携の確保に努める。

※こおりやま広域連携中枢都市圏（5市8町4村の17市町村）

郡山市(中心市)、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町



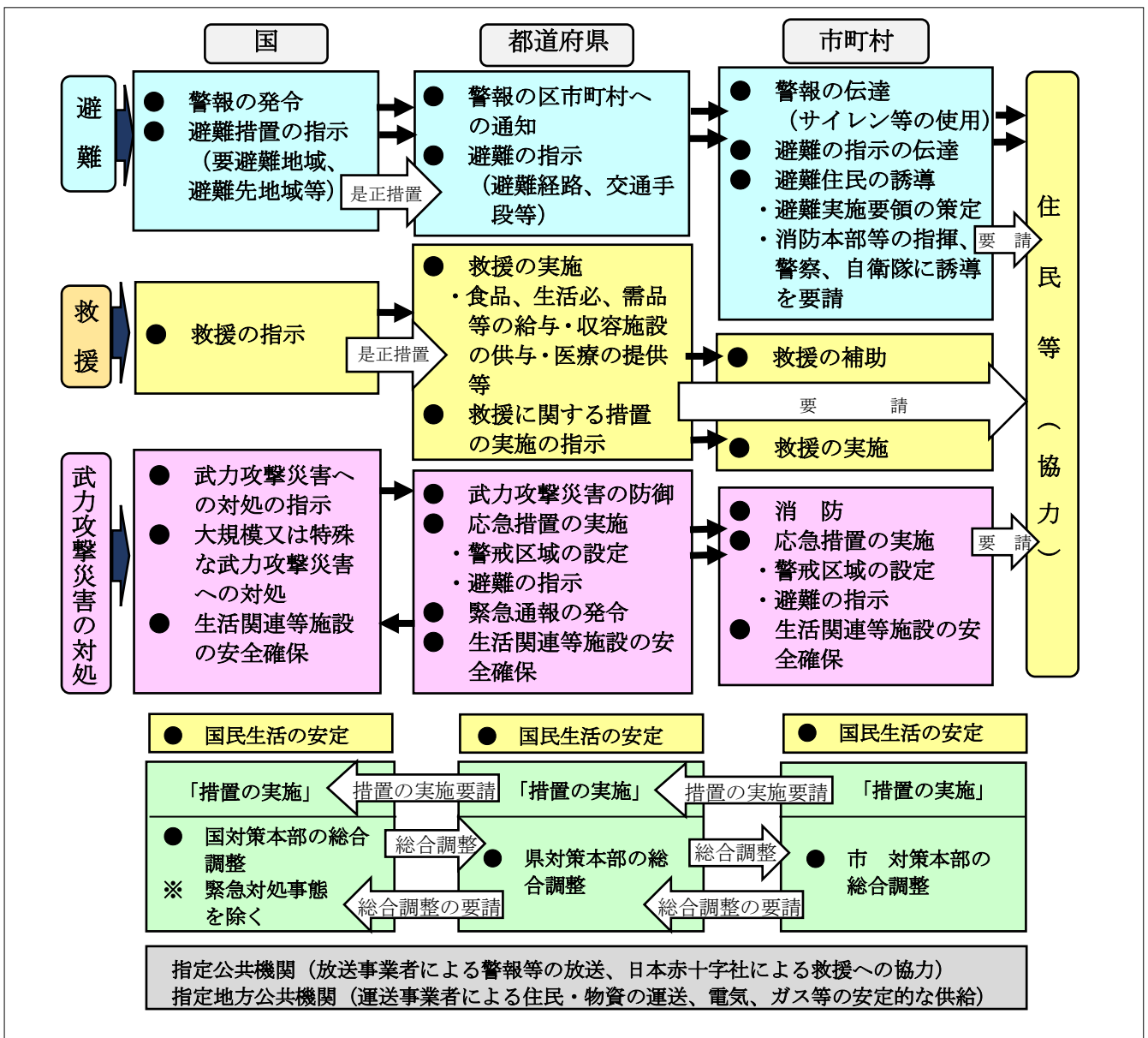
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 市及び関係機関の役割の概要

国民保護措置の実施主体である市、国（指定地方行政機関含む。）、県並びに指定公共機関等が行う国民保護措置に関する役割の概要は以下のとおりである。

国民保護に関する市・関係機関の役割の概要



2 市の事務又は業務の大綱

- ① 市国民保護計画の作成
- ② 市国民保護協議会の設置、運営
- ③ 市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
- ④ 組織の整備、訓練
- ⑤ 警報等の内容の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- ⑥ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- ⑦ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- ⑧ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

3 郡山地方広域消防組合消防本部の事務又は業務の大綱

- ① 市国民保護計画の作成への協力
- ② 市国民保護協議会委員への就任及び当該協議会への参加
- ③ 市対策本部及び緊急対処事態対策本部への参加
- ④ 郡山地方広域消防組合消防本部国民保護対策本部等の組織の整備、市等の実施する訓練への協力及び参加
- ⑤ 市の実施する警報等の内容の伝達及び避難実施要領の策定への協力、避難実施要領に基づく避難住民の誘導、消防団との連携その他の住民の避難に関する措置の実施
- ⑥ 被災者の捜索及び救出、死体の捜索等、安否情報の収集その他の避難住民の救援に関する措置の実施
- ⑦ 消防、退避の指示の伝達、市長の行う警戒区域の設定への協力、廃棄物の処理、放射性物質等による汚染の拡大の防止、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- ⑧ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

4 県の事務又は業務の大綱

- ① 県国民保護計画の作成
- ② 県国民保護協議会の設置、運営
- ③ 県国民保護対策本部及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営
- ④ 組織の整備、訓練
- ⑤ 警報の通知
- ⑥ 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- ⑦ 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- ⑧ 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施

- ⑨ 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- ⑩ 交通規制の実施
- ⑪ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

5 関係機関の連絡先

市は、武力攻撃事態等が発生した場合に、国民保護措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定公共機関等の連絡先を把握し、連絡方法等について把握する。

なお、武力攻撃事態等対策本部（以下「国の対策本部」という。）、指定行政機関及び指定地方行政機関（以下「指定行政機関等」という。）の対策本部等の連絡先等については、国の対策本部等が設置された時点で別途通知することとされている。

なお、関係機関の連絡先については、資料編に記載する。

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するために考慮すべき市の地理的、社会的特徴は次のとおりである。

1 地理的特徴

本市は福島県の中央部にあり、海拔245メートルの安積平野、又は郡山盆地と呼ばれる平坦地を中心に、西高東低の地形で、西端は猪苗代湖の一部、東は阿武隈山系、北は安達太良山頂に達し、東西46.78km、南北39.95kmで総面積は757.20km²を有し、全国でも広い面積を持つ広域都市である。

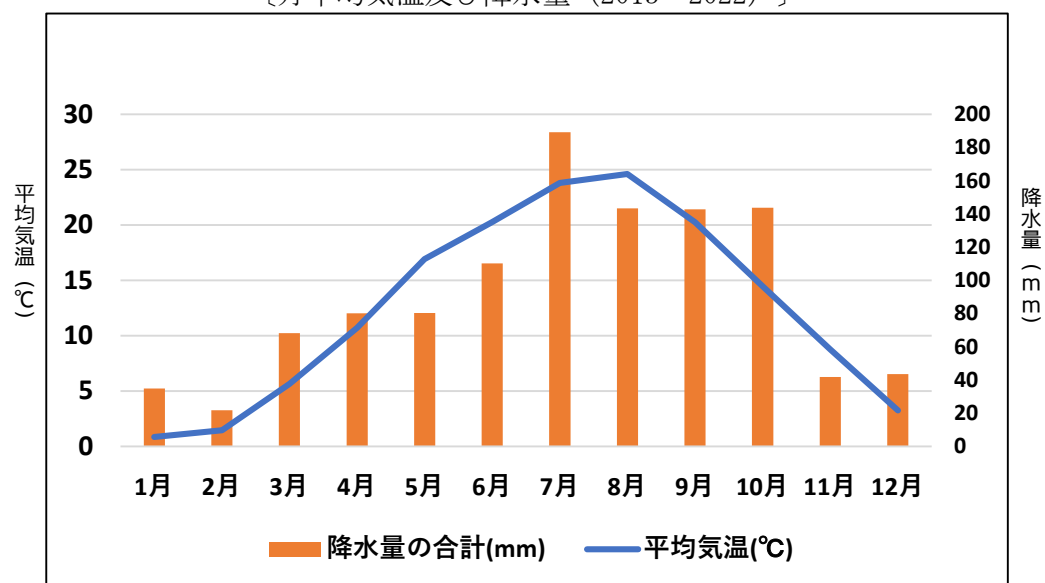
緯度・経度	範 囲
北 緯	37° 15' 58"～37° 37' 34"
東 経	140° 02' 10"～140° 33' 52"

郡山市の東部には、なだらかな阿武隈丘陵が南北に走り、奥羽山脈との中間部は阿武隈川沖積層による安積平野が開け、安達盆地、岩瀬盆地につながり、主な湖沼、河川としては、猪苗代湖、阿武隈川、逢瀬川、大滝根川、笹原川、谷田川などがあり、安積平野一帯は、広大な工業地帯が広がり、その周辺の丘陵部は、住宅地が広がっている。また、猪苗代湖を水源とする安積疎水、新安積疎水によって、かんがいが進み全国屈指の米作地帯となっている。

気候は内陸性気候に属しているため、昼夜の気温差はやや大きい。一年を通じて降水量はそれほど多くなく、比較的穏やかな気候といえる。湖南町については、奥羽山脈を挟み日本海側に属しているため、冬季の降雪量は多くなるが、その他の地域の降雪量は少ない。

夏季は太平洋高気圧から南東よりの季節風が吹き込み、冬季は奥羽山脈から西よりの季節風が強く吹きつける。

〔月平均気温及び降水量（2013～2022）〕



資料：気象庁

2 社会的特徴

(1) 人口

① 人口分布

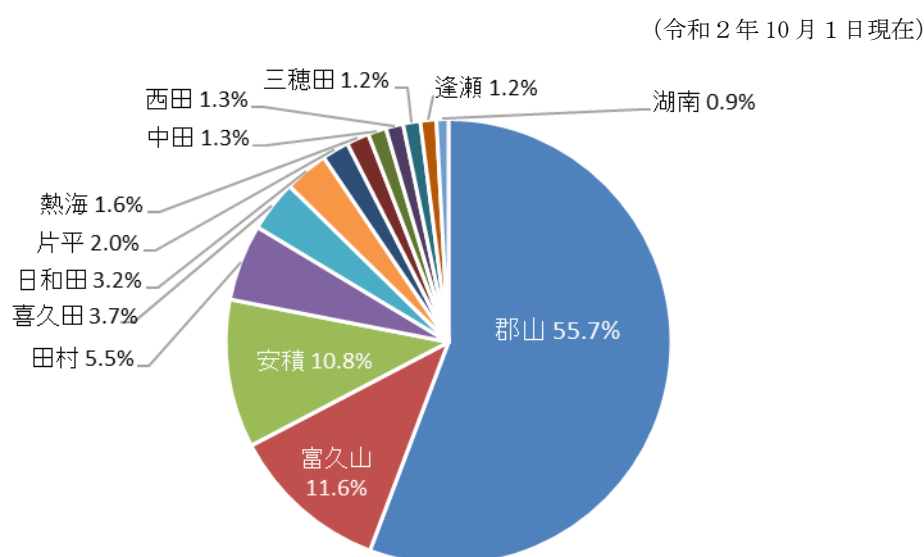
本市の令和2年10月1日現在の人口は327,692人であり、その約78.1%が郡山、安積、富久山地区に集中している。

一方、その他の地区は、全人口の約21.9%程度であることから、市中心部への人口集中傾向をうかがうことができる。

② 要支援者の人口

本市における令和2年10月1日現在の高齢化（65歳以上）率は、27.1%となっている。また、本市における、令和2年10月1日現在の外国人住民は2,561人である。

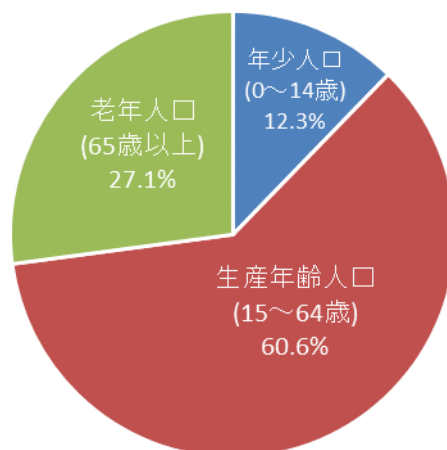
〔地域別人口分布〕



資料：国勢調査

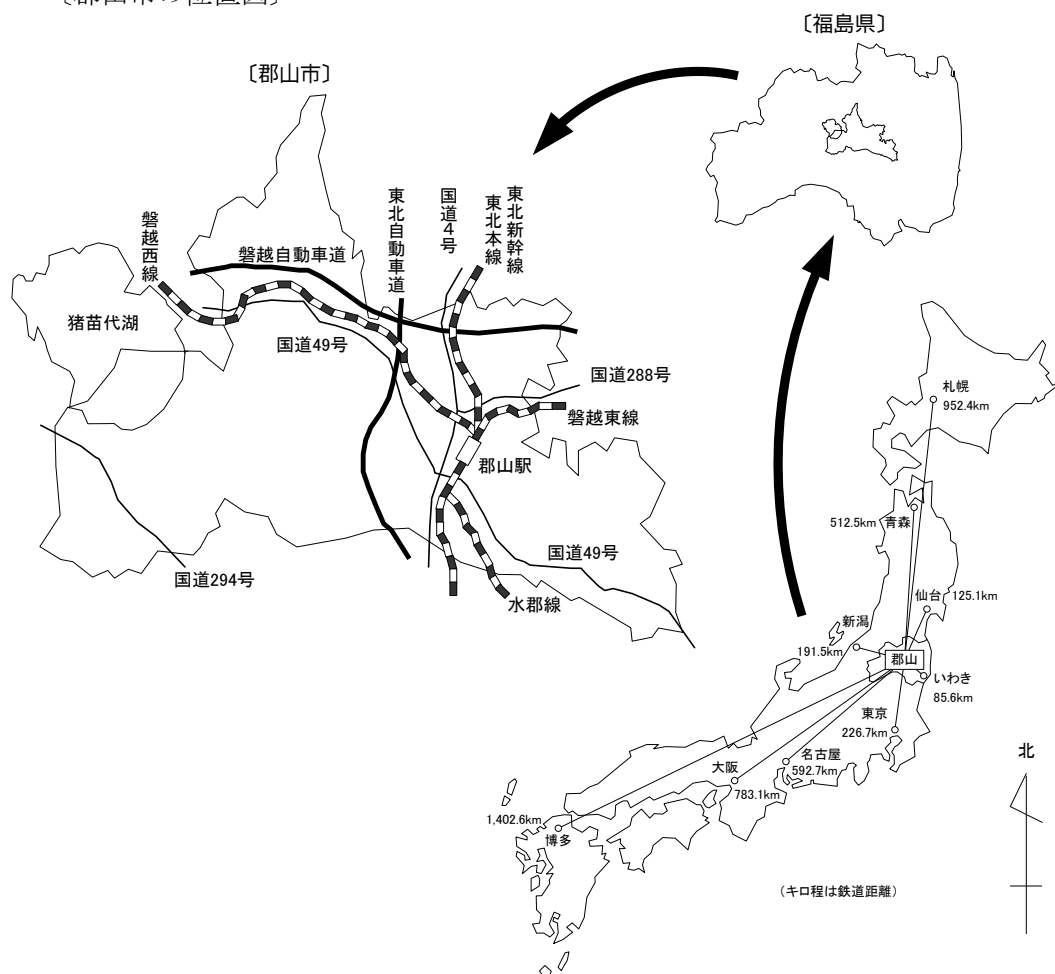
〔年齢階層別人口割合〕

(令和2年10月1日現在)



資料：国勢調査

(2) 道路、鉄道の位置等
〔郡山市の位置図〕

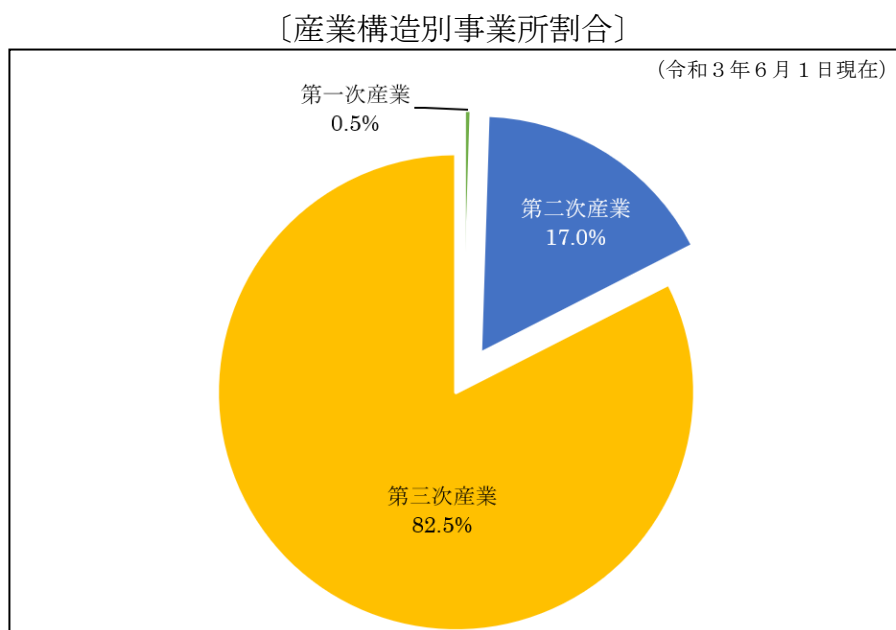


〔本市と隣接市町村を結ぶ道路および鉄道路線〕

区分	路線等名	隣接する市町村	緊急輸送道路 指定路線	備考
道路	東北自動車道	須賀川市、本宮市	第1次確保路線	東日本高速道路(株)
	磐越自動車道	三春町、猪苗代町	第1次確保路線	東日本高速道路(株)
	国道4号	須賀川市、本宮市	第1次確保路線	
	国道49号	平田村、猪苗代町	第1次確保路線	
	国道288号	三春町	第2次確保路線	
	国道294号	須賀川市、会津若松市	第2次確保路線	
鉄道	東北新幹線	須賀川市、本宮市		東日本旅客鉄道(株)
	東北本線	須賀川市、本宮市		東日本旅客鉄道(株)
	磐越東線	三春町		東日本旅客鉄道(株)
	磐越西線	猪苗代町		東日本旅客鉄道(株)
	水郡線	須賀川市		東日本旅客鉄道(株)

(3) 産業構造

令和3年6月1日現在の産業構造別事業所割合は、第一次産業が0.5%、第二次産業が17.0%、第三次産業が82.5%となっている。



資料：経済センサス

(4) 自衛隊施設等

本市は、陸上自衛隊は東北方面隊、航空自衛隊は中部航空方面隊の担当地域となる。

市内には、陸上自衛隊の郡山駐屯地が設置され、東北方面隊第六師団の第六高射特科大隊が配置されている。

(5) 電力供給施設

区分	施設名	所在地	認可最大出力(kW)	事業者名
水力発電所	沼上発電所	郡山市熱海町	2,100	東京電力ホールディングス(株)
水力発電所	竹之内発電所	郡山市熱海町	3,700	東京電力ホールディングス(株)
水力発電所	丸守発電所	郡山市熱海町	5,900	東京電力ホールディングス(株)
風力発電所	郡山布引高原風力発電所	郡山市湖南町	65,800	(株)グリーンパワー郡山布引
合計	4か所		77,500	

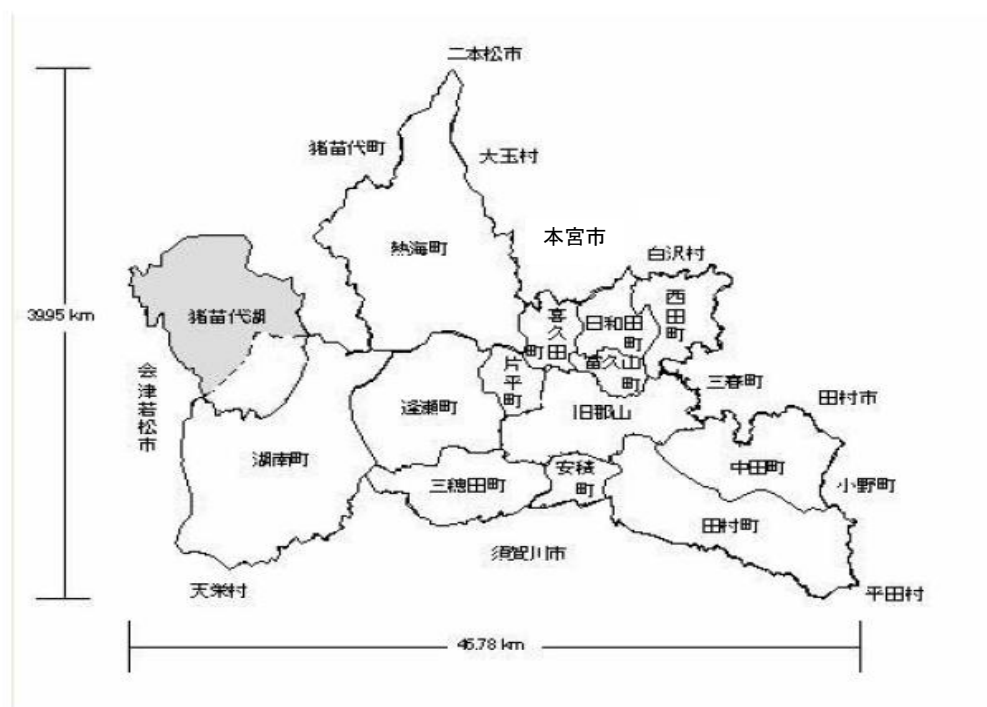
(6) その他

〔郡山市地区別面積・人口〕

(令和2年10月1日現在)

地区別	面積(km ²)	人口	地区別	面積(km ²)	人口
総数	757.20	327,692	日和田	22.53	10,472
郡山	56.62	182,681	富久山	16.56	37,910
安積	17.43	35,254	湖南	167.76	2,865
三穂田	44.47	4,079	熱海	151.20	5,386
逢瀬	72.02	3,794	田村	91.75	18,146
片平	18.76	6,404	西田	27.29	4,151
喜久田	15.57	12,207	中田	55.24	4,343

資料：国勢調査



第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、基本指針及び県計画において想定されている武力攻撃事態等及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態等の類型

(1) 武力攻撃事態等の類型

基本指針及び県計画では、武力攻撃事態等として、着上陸侵攻、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃及び航空攻撃の4類型が示されており、市国民保護計画においても同様の事態を想定する。

①着上陸侵攻

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ○一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。 ○船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ○航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域、特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合が目標となりやすい。 ○主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。 ○広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

②ゲリラや特殊部隊による攻撃

特 徴	留 意 点
<ul style="list-style-type: none"> ○警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 ○都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ○少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。 ○被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 ○NBC兵器やダーティボムが使用される場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 ○事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市長又は知事等の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

③弾道ミサイル攻撃

特 徴	留 意 点
<p>○発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。</p> <p>○発射後、短時間でわが国に着弾することが予想される。</p> <p>○弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定するのは困難である。</p> <p>○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>	<p>○弾道ミサイルは、発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。</p> <p>○避難に当たっては以下の点に留意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・できる限り頑丈な建物や地下へ避難する。 ・近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。 ・窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。 <p>○状況に応じ、協力して消火活動及び人命救助等が中心となる。</p>

④航空攻撃

特 徴	留 意 点
<p>○弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</p> <p>○航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が重要な目標となることも想定される。また、ライフラインの施設が目標となることも考えられる。</p> <p>○その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。</p> <p>○通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</p>	<p>○攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。</p> <p>○生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>

(2) NBC兵器が使用された場合の対応等

市国民保護計画においては、NBC兵器が使用された場合の対応等については、以下のとおり、基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。

事態類型	特 徴
核兵器等 (Nuclear)	<p>○核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。</p> <p>○核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を</p>

	<p>含む。)の避難退域時検査(スクリーニング)及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p> <p>○放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨ガッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行之、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。</p> <p>○ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。</p>
<p>生物兵器 (Biological)</p>	<p>○生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。</p> <p>○生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。</p> <p>したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。</p> <p>○生物兵器としては、天然痘、炭そ菌、ペスト等があげられる。</p>
<p>化学兵器 (Chemical)</p>	<p>○一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等その性質は化学剤の種類によって異なる。</p> <p>このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特定に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。</p> <p>○化学兵器としては、サリンガス、マスタードガス、シアン化物等があげられている。</p>

2 緊急処理事態の類型

基本指針及び県計画において、緊急処理事態は、攻撃対象施設等による分類及び攻撃手段による分類に区分され、以下の事態が想定されており、市国民保護計画においても当該事態を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
○原子力事業所等の破壊	○大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ○汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
○石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	○爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し社会経済活動に支障が生じる。
○ダム等の破壊	○ダムの下流に多大な被害が発生する。

②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
○大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ○列車等の爆破	○爆破による人的被害が発生し、施設等が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事 態 例	被 害 の 概 要
○ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡大	○爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等。 ○ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。 ○小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様である。
○炭そ菌等生物剤の航空機等による大量散布	○生物剤の特徴は、生物兵器の特徴と同様である。
○水源地に対する毒素等の混入	○毒素の特徴は、化学兵器の特徴と同様である。
○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	○化学剤の特徴は、化学兵器の特徴と同様である。

②破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃が行われる事態

○航空機等による多数の死者を伴う自爆テロ ○弾道ミサイル等の飛来	○施設の破壊に伴う人的被害が発生（施設の規模により、被害の大きさが変化）する。 ○攻撃目標となった施設の周辺への被害も予想される。 ○爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
-------------------------------------	---

(3) NBC兵器が使用された場合の対応等

市国民保護計画においては、NBC兵器が使用された場合の対応等については、武力攻撃事態等と同様に、基本指針等における対応等を踏まえて対応することとする。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、市地域防災計画に基づく対応の活用を図るとともに、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制並びに職員の配置及び参集基準の整備等について、以下のとおり定める。

1 市の各部局等における平素の業務

- ① 市の各部局等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

[市の各部局等における平素の業務]

所 属	平 素 の 業 務
総 務 部	1 国民保護業務の総括に関すること。 2 市国民保護協議会の運営に関すること。 3 市国民保護対策本部に関すること。 4 物資及び資材の備蓄等に関すること。 5 自主防災組織等に関すること。 6 研修及び訓練に関すること。 7 安否情報の収集体制の整備に関すること。 8 特殊標章等の交付等に関すること。 9 自衛隊との連絡調整に関すること。 10 他自治体との連絡調整に関すること。
政策開発部	1 市民への広報活動に関すること。 2 国・県に対する要望及び資料の総合調整に関すること。 3 郡山市総合行政ネットワークの管理及び整備に関すること。
財 務 部	1 国民保護措置に係る予算措置に関すること。
保健福祉部	1 避難施設の運営体制の整備に関すること。 2 保健衛生の確保に関すること。 3 要支援者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 4 医療、医薬品等の整備に関すること。
環境部	1 廃棄物処理に関すること。
教育委員会	1 避難施設（小中学校等所管施設）の管理に関すること。 2 児童、生徒の避難計画に関すること。
上下水道局	1 水道施設に係る武力攻撃災害に関する市民への広報活動に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。

- ② 郡山地方広域消防組合消防本部は、平素から市と連携し、武力攻撃事態等に備えた業務を行う。

所 属	平 素 の 業 務
郡山消防署	1 武力攻撃災害への対象に関すること（救急・救助を含む）。 2 火災、水防等の緊急災害予防に関すること。 3 住民の避難誘導に関すること。 4 消防団・自主防災組織等の連携体制に関すること。

2 市の初動体制の確保

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部及び郡山消防署との連携を図り、勤務時間外においても、速やかに、市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下の配備体制及び参集基準を定める。

〔事態の状況に応じた配備体制〕

事態の状況	体 制 の 判 断 基 準	体 制
事態認定前	全部局での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①情報収集体制
	事態の認定につながるおそれのある情報を入手し、対策本部に準じた体制が必要な場合	②市緊急事態連絡本部体制
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	②市緊急事態連絡本部体制
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③市国民保護対策本部体制

〔職員参集基準〕

体 制	参 集 基 準
①情報収集体制	防災危機管理課職員が参集
②市緊急事態連絡本部体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じて、その都度判断する。
③市国民保護対策本部体制	全ての職員が本庁又は出先機関等に参集

(4) 市幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

また、職員への伝達手段は、市地域防災計画で定める情報伝達ルートにより一般加入電話等を利用し連絡を行う。

(5) 市幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員等が、交通の途絶、被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段の確保をする。

なお、市対策本部長の代替職員については、以下のとおりである。

名 称	指定職員	代替職員	
		第一順位	第二順位
対策本部長	市長	副市長 (職務代理順序第1順位)	副市長 (職務代理順序第2順位)

(6) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- ① 通信・情報収集手段の確保
- ② 交代要員の確保その他職員の配置
- ③ 食料、燃料等の備蓄
- ④ 自家発電設備の確保
- ⑤ 仮眠設備等の確保等

3 消防団の体制

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への入団促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・強化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修や訓練を実施するなど、国民保護措置について消防団との連携体制の整備に努める。

さらに、市は、武力攻撃事態等における消防団員の配備基準を定める。

4 消防本部等における体制整備等の求め

市は、消防本部及び郡山消防署と連携して初動措置を行えるよう、消防本部等に対し、市における参集基準等と同様に、あらかじめ、初動体制の整備及び職員の参集基準を定めるよう求める。

この際、市は、消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時において消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置を実施できるよう初動措置における業務の分担を定めることなどにより体制を整備する。

5 市対策本部等の設置場所

市は、市対策本部の設置予定場所を市役所庁舎内の正庁又は特別会議室等とし、平常時から通信設備等を整備し、配備体制の設置の決定があれば直ちに使用できるようにしておくものとする。

また、大規模な武力攻撃等が発生したことにより、市役所庁舎が被災し、庁舎内に市対策本部等を設置することが不可能な場合の代替設置場所については、同時に被災する可能性の少ない他の地区を候補として検討を行う。

6 住民等の権利利益の救済に係る手続等

(1) 住民等の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の住民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、住民等の権利利益の救済のため迅速に対応する。

〔住民等の権利利益の救済に係る手続項目一覧〕

国民保護法において規定される手続項目	
損失補償 (第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (第82条)
	応急公用負担に関する事。 (第113条第2項)
	車両等の破損措置に関する事。 (第155条第2項において準用する災害対策基本法第76条の3第2項後段)
損害補償 (第160条)	住民等への協力要請によるもの。 (第70条第1、3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関する事。 (第6、175条)	
訴訟に関する事。 (第6、175条)	

(2) 住民等の権利利益に関する文書の保存

市は、住民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、郡山市文書等取扱規程等の定めるところにより、適切に保存することとし、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

また、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に保管する等の配慮を行う。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、消防本部、こおりやま広域圏等近隣市町村及び関係指定公共機関等並びにその他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方等について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、市地域防災計画等で規定する防災のための連携体制を活用し、関係機関との連携の強化に努める。

また、福島県国民保護計画、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性を図る。

2 国機関との連携

(1) 自衛隊との連携

市は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の部隊等の派遣要請を求めることができる。県との連絡がつかないなど、この求めができないときは、直接、防衛大臣に連絡を行うこととする。

この場合、最終的な連絡先が防衛大臣となることから、実務上の連絡先である、福島地方協力本部及び第六師団司令部との連絡体制を整備するなどの連携の確保を図る。

(2) 指定地方行政機関等との連携

市は、国民保護措置が円滑に行えるよう、指定地方行政機関及び当該機関の出先機関等との連携を図る。

3 県との連携

(1) 県との連携体制の整備

市は、県の緊急連絡先等について把握するとともに、情報伝達等が円滑に行えるよう、県との連携体制を整備する。

なお、県との連携体制の整備に当たって留意する事項は別に定める。

(2) 県との情報共有

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置を円滑に行うために必要となる情報について県との共有を図る。

(3) 県による市町村の行うべき事務の代行

市は、県が、市長の行うべき国民保護措置の全部又はその一部を市長に代わって行う場合に備え、必要に応じ、調整を図る。

(4) 市国民保護計画の県への協議

市は、県に対する国民保護計画の協議を通じ、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(5) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を住民等に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

4 こおりやま広域圏をはじめとする近接市町村等との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、こおりやま広域圏構想市町村等、近接する市町村の国民保護法制担当部署等の連絡先を把握し、情報の共有を図り、近接する市町村の国民保護措置の実施に当たって必要な連携を図る。

また、市の区域を越える避難などの、国民保護措置を実施する場合においても、的確かつ迅速に対応できるよう、他の市町村と締結している防災に関する相互応援協定等の内容に関し必要な見直し等を行い、武力攻撃災害の防御、住民避難、物資及び資材の供給等における連携市町村・近接市町村との連携体制の整備を図る。

(2) 消防機関との連携

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、消防本部及び近接する市町村との応援体制の整備を図るとともに、必要に応じ、既存の消防応援協定等の見直しを行い、応援体制の整備に努める。

また、県から提供された情報等により、消防本部におけるNBC対応可能部隊数及びNBC対応資機材の保有状況など消防に関する情報を把握する。

5 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防本部とともに、災害医療センター、救命救急センター、市医師会及び県中保健福祉事務所等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークを確保するとともに、広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市内の事業所等における防災対策等への取組みを支援するとともに、県と連携の上、民間事業者等の有する広範な人的・物的ネットワークの活用と連携の確保に努める。

6 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等の核となるリーダー等に対する研修等を通じて自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間及び消防団並びに市等との連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練への参加を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

7 ボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社福島県支部郡山市地区、郡山市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）等ボランティア関係団体及びNPO等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動等が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するために通信の確保が重要であることから、非常通信体制の整備等について、以下のとおり定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体及び主要な電気通信事業者等で構成される非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意点等

非常通信体制の確保に当たって、市は、「防災情報伝達システム」等災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

〔非常通信体制の確保における留意事項〕

施設・設備面	①非常通信設備等の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	②武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備(有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等)、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	③無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	④緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(Jアラート)を適切かつ有効に活用する。
運用面	①夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	②武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎等への電源供給が絶たれた場合を想定した、関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	③通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民等への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	④無線通信系の通信輻輳時の通信の確保に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	⑤電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	⑥担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	⑦住民等に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集及び提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を迅速に収集、整理し、関係機関や住民等への情報の提供等を適時・適切に実施するための体制を整備する。

また、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供を行うとともに、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(2) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報等の伝達体制整備

市は、知事から警報等の内容の通知があった場合等における住民等及び町内会等の関係団体への伝達方法等について、市が保有する防災行政無線等による「防災情報伝達システム」及びサイレン、その他の伝達手段を、あらかじめ定めておくとともに、住民等及び町内会等の関係団体に伝達方法等について事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員や市社会福祉協議会、日本赤十字福島県支部郡山市地区及び郡山市国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要支援者の情報伝達に留意する。

(2) 通信体制の整備

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集及び提供を確実にを行うため、同報系その他の防災行政無線等の多様な情報伝達手段の整備及び全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備や情報伝達ルートが多ルート化、停電等に備え非常用電源の確保を図るなど、災害時における情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民等に対する警報の内容等の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、各警察署との連携協力体制を構築する。

(4) 国民保護に係るサイレンの住民等への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民等に十分な周知を図る。

(5) 大規模集客施設等に対する警報等の伝達のための準備

市は、県から警報等の内容の通知を受けたときに、市長が迅速に警報等の内容の伝達を行うこととなる市の区域内に所在する県立及び私立を除く学校、病院、駅、大規模小売店舗立地法に規定する大規模集客施設、県営住宅を除く大規模集合住宅、官公庁、消防法施行令第4条の2の2に規定する事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、各々の管理者等の連絡先を把握するとともに、県との役割分担も考慮しながら情報伝達体制の整備を図る。

(6) 民間事業者等の協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者等が、警報等の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすることなどにより、協力が得られやすくなるような環境を整備する。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備**(1) 安否情報の種類及び報告様式**

- ① 武力攻撃事態等において、市長が収集する安否情報の種類及び知事に対して報告する安否情報の内容は以下のとおりとする。

〔収集、報告すべき安否情報の内容〕**1 避難住民（負傷・疾病した住民も同様）**

- ①氏名（フリガナ）
- ②出生の年月日
- ③男女の別
- ④住所（郵便番号を含む。）
- ⑤国籍（日本国籍を有しない者に限る。）
- ⑥①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑦負傷（疾病）の該当
- ⑧負傷又は疾病の状況
- ⑨現在の居所
- ⑩⑦から⑨のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ⑪安否情報の回答等についての希望等
 - ア親族・同居者への回答の希望
 - イ知人への回答の希望
 - ウ親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表についての同意

2 死亡した住民（上記①～⑥に加えて）

- ⑫死亡の日時、場所及び状況
- ⑬遺体の安置されている場所

- ② 市長が、安否情報を収集する場合、原則として「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）」（以下「安否情報省令」という。）第1条に基づき、避難住民及び負傷住民については、「安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）（様式第1号）」により、死亡住民については、「安否情報収集様式（死亡住民）（様式第2号）」の様式により収集し、安否情報システムを用いて知事に報告する。

また、知事への報告にあたりシステムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する「安否情報報告書（様式第3号）」を電子メールで送付する。ただし、事態が緊迫してこれらの方法により報告できない場合は、口頭や電話などで報告を行う。

(2) 安否情報収集のための体制整備

- ① 市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当部署及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修及び訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制〔担当者の配置や収集方法・収集先等〕の確認を行う。

- ② 市は、消防本部に対し、当該消防本部が収集した安否情報を整理し、市に対し提供することができるよう、あらかじめ、安否情報の整理担当部署を定めるよう要請する。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握等

- ① 市は、安否情報の収集を円滑に行うため、市の区域内的の医療機関、諸学校及び大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

- ② 市は、あらかじめ消防本部及び避難施設の管理者等に対し、武力攻撃事態等において、県対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、安否情報を含む個人情報の取扱いについての整理を要請するとともに、安否情報の報告先等及び安否情報省令第1条及び第2条に定める「安否情報収集様式」及び「安否情報報告書」の周知を図る。

- ③ 市は、日本赤十字社が行う外国籍の者に関する安否情報の収集等に協力するため、市が管理する外国籍の者に関する安否情報の保有機関の所在及び連絡先等について、あらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡にあたる担当部署を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の収集に当たっては、既存の防災のための災害情報通信ネットワークを活用する。

また、収集した被災情報を、火災・災害時即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）及び火災・災害時即報要領に基づく報告基準により速やかに報告することができるよう必要な準備をするとともに、消防本部に対し、当該要領等に基づき県に報告した被災情報についての提供を依頼する。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集、連絡担当部署の担当者が、情報収集及び報告に係る正確性の確保等のために必要な知識を習得できるよう研修や訓練を通じ育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態における対処能力の向上に努める必要があるため、研修及び訓練について以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e-ラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防本部、県、自衛隊及び県警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 訓練の実施

市は、消防本部、近隣市町村、県及び国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、消防本部、県警察、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実働訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

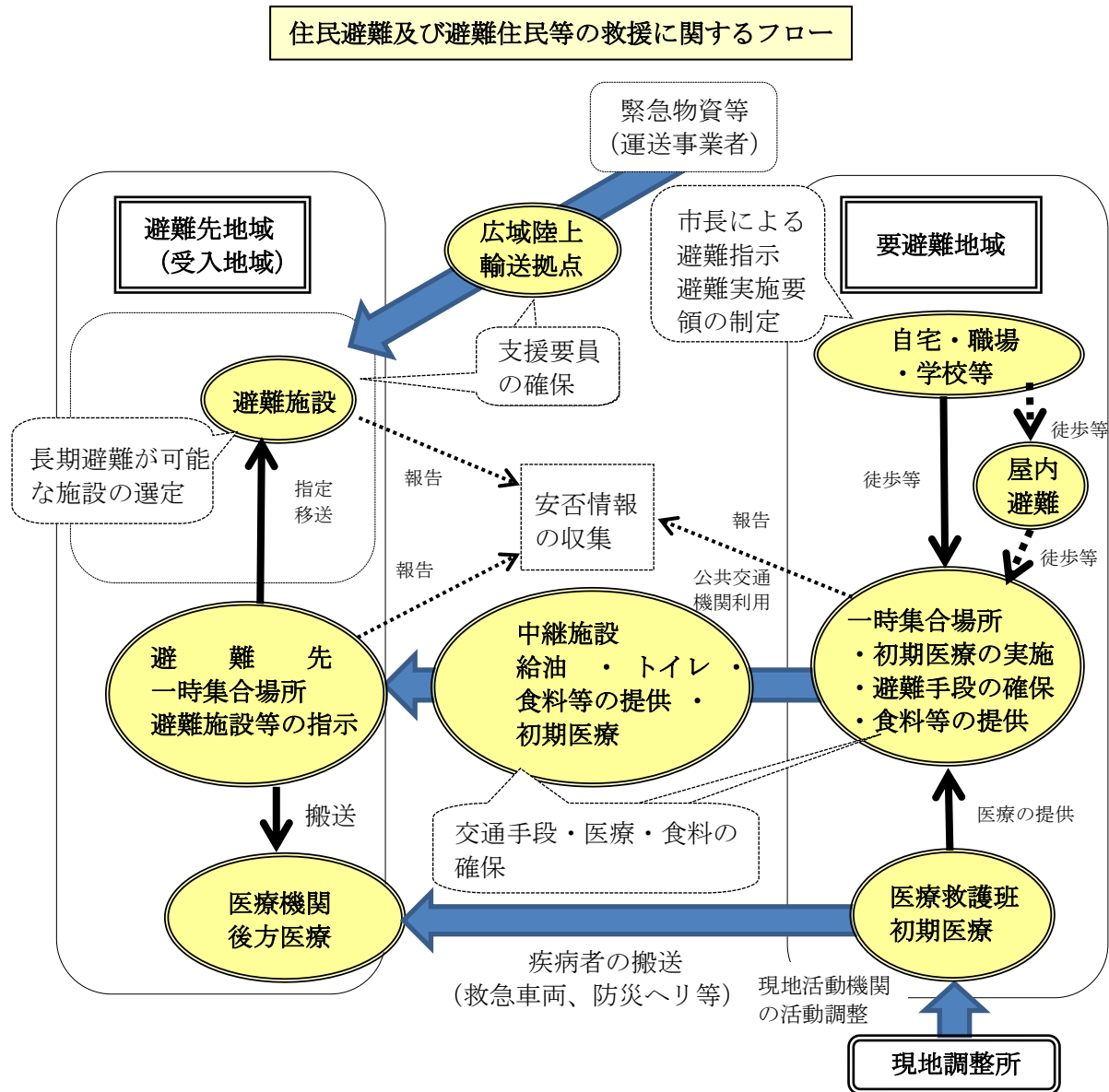
- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報、避難の指示等の内容の伝達及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練
- ④ NBC災害等の特殊災害訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民等の避難誘導や救援等に当たり、自主防災組織及び町内会等の協力を求めるとともに、特に要支援者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、市計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自主防災組織及び町内会等と連携し、住民等に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民等の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁及び事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報等の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

市は、避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。



1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、別に定める各種地図、避難施設のリスト、道路網のリスト等の必要な基礎的資料を整える。

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援のあり方等について意見交換を行い、また、訓練を合同で行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 消防本部との連携の確保

市は、避難誘導を行う場合に備え、消防本部と協力して避難誘導を実施できる体制を整備する。

① 市及び消防機関の役割**ア 市**

避難誘導に関する指揮・全体調整・措置の実施、運送の確保

イ 消防本部

原則として、消火、救助・救急活動を優先し、当該活動に支障のない範囲で、市と連携し避難誘導を実施

ウ 消防団

市長の指揮により、消防本部消防長・郡山消防署長の所管の下で避難誘導を実施

② 市長の指示の求め

市長は、①の役割分担に拘わらず避難住民の誘導に関し、避難誘導活動を円滑かつ迅速に行う必要があり、消火活動等より、避難誘導活動を優先する必要があると判断した場合等、特に必要があると認める場合は、郡山地方広域消防組合の管理者に対し、当該消防組合の消防本部消防長に対して必要な措置を講ずるよう求める。

(4) 避難誘導時において給与・提供する食料・医療等の確保

市長は、避難住民を誘導する際に行う、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等について、あらかじめ、食糧等の備蓄状況等を踏まえ、県その他関係機関と協議し対応について定める。

(5) 避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、避難行動要支援者の避難について配慮するため、避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じるとともに、平素から市の広報紙等を通じて、制度の周知を図る。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照。）

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(6) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業等の協力が得られるよう連携・協力体制の確保に努める。

(7) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難のあり方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関(消防本部、県、県警察、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアル等を参考に、季節の別(特に冬期間の避難方法等)、観光客や通勤・通学者等への配慮事項、混雑時や交通渋滞時の発生状況等、要支援者の避難方法等について配慮し、あらかじめ基本となる複数の避難実施要領のパターンを作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を受託した場合を想定し、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整し、資料編に記載する。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料について、県からの資料提供を受けるなど、あらかじめ準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・運送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や運送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び運送施設に関する情報を共有する。

① 輸送力に関する情報

- ア 保有車両等(鉄道、定期・路線バス、飛行機等)の数及び定員
- イ 本社および支社の所在地、連絡先、連絡方法など

② 輸送施設に関する情報

- ア 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
- イ 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ウ 飛行機(飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定等への協力

(1) 県との連携

市は、県が行う避難施設の指定等において、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力し、避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民等に周知する。

(2) 知識の普及

「避難所運営マニュアル」に準じて、市職員及び住民等に対し、平素から、避難施設を運営管理するための知識の普及に努める。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日付閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、市が管理する生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

〔生活関連等施設の種類及び所管省庁〕

国民保護法施行令	号	施設の種類	所管省庁名	県所管部署 (対策本部設置後)
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	危機管理総室（原子力発電所：地域づくり班、その他：企業班）
	2号	ガス工作物	経済産業省	危機管理総室（環境保全班）
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	健康衛生総室（健康衛生班）
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	生活環境総室（生活環境班）
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	危機管理総室（企業班）
	6号	放送用無線設備	総務省	総務部（知事公室班）
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	河川港湾総室（河川港湾班）
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	河川港湾総室（河川港湾班）
	9号	ダム	国土交通省	農村整備総室、河川港湾総室（農村整備班、河川港湾班）
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	危機管理総室（環境保全班）
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法昭和25年法律第303号）	厚生労働省	健康衛生総室（健康衛生班）
	3号	火薬類	経済産業省	危機管理総室（環境保全班）
	4号	高压ガス	経済産業省	危機管理総室（環境保全班）
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制庁	危機管理総室（地域づくり班）
	6号	核原料物質	原子力規制庁	危機管理総室（地域づくり班）
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制庁	危機管理総室（地域づくり班）

	8号	毒薬及び劇薬（薬事法昭和35年法律第145号）	厚生労働省 農林水産省	健康衛生総室、生産流通総室 （健康衛生班、生産流通班）
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	危機管理総室（環境保全班）
	10号	生物剤、毒素	各省庁	危機管理総室、健康衛生総室、 生産流通総室他（環境保全班、 健康衛生班、生産流通班）
	11号	毒性物質	経済産業省	危機管理総室他（環境保全班）

(2) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、市が管理する公共施設等について、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考の上、警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察等との連携を図る。

第3章 物資及び資機材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民等の避難や避難住民の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等を踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市が管理する施設及び設備についての整備や点検は、国民保護措置の実施も考慮しながら行うこととする。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、管理する上下水道施設等のライフライン施設について、災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、耐震性貯水槽やマンホールトイレなどの代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民等が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民等がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民等に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要支援者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。この際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民等への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、防災講演会など自然災害に関する啓発事業との連携を図りながら啓発活動を行う。また、消防団及び自主防災組織等の協力も得ながら住民等への啓発を行う。

(3) 学校における教育

児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市内小中学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民等への周知を図る。

また、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合等に住民等がとるべき対処についても、国が作成する各種資料等に基づき、住民等に対し周知を図る。

さらに、日本赤十字社福島県支部、県、消防機関等と連携し、傷病者の応急手当についても普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

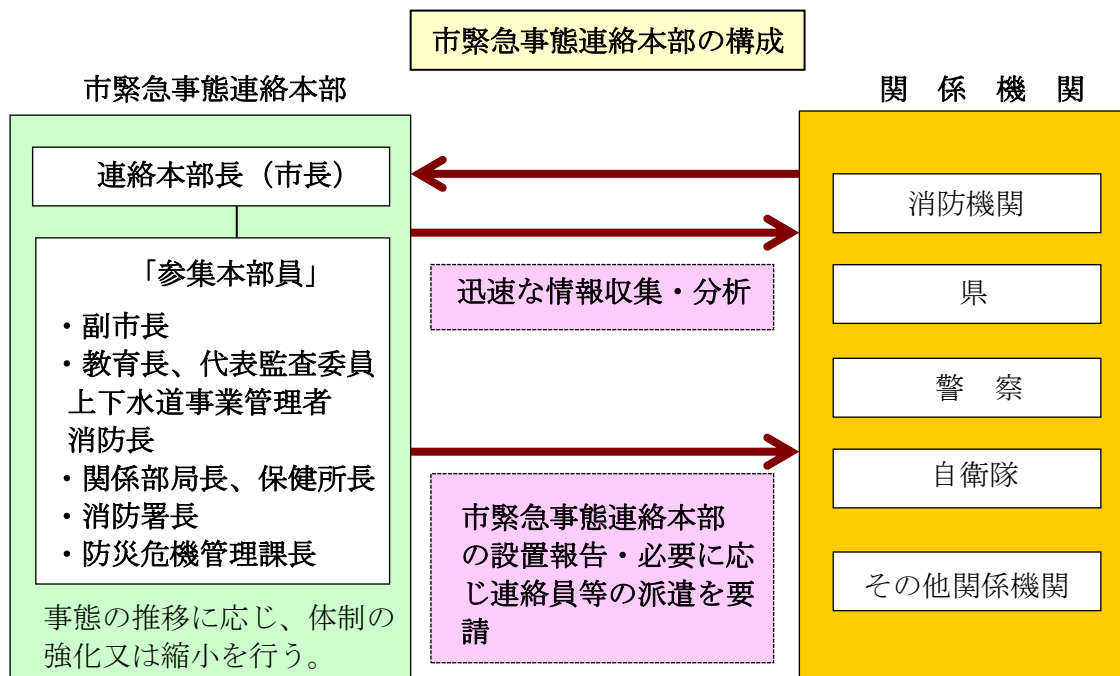
多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。市は、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、住民の生命、身体及び財産の保護のため、現場における初動的な被害への対処が必要となることから、市における初動体制等について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における初動体制の確立及び初動措置

(1) 市緊急事態連絡本部の設置

① 市長は、現場からの情報等により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合には、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての確かつ迅速に対処するため、防災対策のための初動体制を活用して「市緊急事態連絡本部」を設置する。

「市緊急事態連絡本部」は、市対策本部員など、事案発生時の対処に不可欠な要員により構成する。



※ 住民等からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握

② 消防本部は、住民からの通報を受けた場合又は市職員から、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した報告を受けた場合、速やかに情報伝達体制及び初動対処に必要な体制を確立するものとする。

- ③ 市緊急事態連絡本部は、消防機関及び県警察その他関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、指定公共機関等に対して別に定める情報伝達ルートにより迅速に情報提供を行うとともに、市緊急事態連絡本部の設置について、県に連絡する。

この場合、市緊急事態連絡本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(2) 初動措置の確保

市は、「市緊急事態連絡本部」において、各種の連絡調整にあたるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、消防本部に対し必要な協力の要請及び消防団へ必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う避難の指示等の措置、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による武力攻撃事態等の認定（以下「事態認定」という。）がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

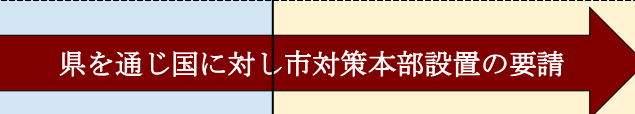
(3) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(4) 市対策本部への移行に要する調整

「市緊急事態連絡本部」を設置した後、政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに「市緊急事態連絡本部」を廃止する。

市対策本部設置の推移

			情報収集体制	市緊急事態連絡本部体制	市国民保護対策本部体制
事 態 認 定 前	警 報 発 令 前	指 定 通 知 前	市内に武力攻撃やテロ等が発生又は発生のおそれがある旨の情報があった場合	市内に武力攻撃やテロ等が発生又は発生のおそれがある旨の情報があった場合で、全庁的な情報収集等の必要がある場合	武力攻撃やテロ等によると考えられる被災者又は当該攻撃に伴う災害が発生した場合
			事態認定は行われたが、警報が発令されていない場合	事態認定は行われたが、警報が発令されていない場合で、事態認定の前提となった事実等から全庁的な情報収集等が必要な場合	事態認定は行われたが、警報が発令されていない場合等で、市内に武力攻撃等による被災者又は武力攻撃災害が発生した場合
事 態 認 定 後	警 報 発 令 後	指 定 通 知 前	地域を定めて警報が発令され、当該地域に本市が含まれず、本市に影響がない場合	地域を定めて警報が発令された場合又は地域を定めて警報が発令され、当該地域に本市は含まれないが、全庁的な情報収集等が必要な場合	地域を定めて警報が発令され、当該地域に本市が含まれる場合で、市対策本部の設置に対し、指定通知を受けていない場合
		指 定 通 知 後			<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">  </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #fff2cc;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 配備体制は、事態の推移、警報の発令及び市対策本部の設置等により、適切な体制に移行する。 ● 市長が必要と認めた時は、配備体制に準じた職員を配備する。 </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">市対策本部の設置</p>

- ※ 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定をする場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
- ※ 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

※ 【災害対策基本法との関係について】

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

(5) 放送事業者に対する情報提供

市長は、多数の人を殺傷する行為等の事案の発生又は発生のおそれを把握した場合、若しくは、当該事案に対する初動措置を行った場合等において、住民の生命等の安全の確保又は混乱防止を図る観点から、放送事業者に対し、災害時の「放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関するガイドライン」(平成18年7月福島県)の情報伝達方法等を準用し、必要な情報を提供する。

(6) 市緊急事態連絡本部を廃止する場合の通知等

市は、情報収集等の結果、武力攻撃若しくは武力攻撃災害が発生していないと確認された場合等市緊急事態連絡本部を廃止する。その場合、国及び情報伝達先機関に対し、1(1)③及び表〔市緊急事態連絡本部の構成等〕に基づき連絡する。

2 武力攻撃災害の兆候等に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や事態認定が行われたが、市の対策本部を設置すべき指定がない場合等において、市長が不測の事態に備えた体制を強化すべきと判断した場合には、情報収集体制を立ち上げ、又は、市緊急事態連絡本部を設置し、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制、職員の参集体制、関係機関との通信・連絡体制及び生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行うなど、市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 市対策本部の措置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部の組織、機能等について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

- ① 市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知
市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。
- ② 市対策本部の設置
指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する。
なお、事前に緊急事態連絡本部を設置していた場合は、直ちに、市対策本部に切替える。
- ③ 市対策本部員及び市対策本部職員の参集
市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、携帯電話・メール等により、市対策本部に参集するよう連絡する。
- ④ 市対策本部の開設
ア 市対策本部担当者は、市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動及び通信手段の状態を確認し、資機材の配置等必要な準備を行う。
イ 市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に対し市対策本部を設置したことを報告する。
ウ 市対策本部は、関係機関に対し、速やかに市対策本部を設置したことを通知する。
また、消防本部に対し、郡山地方広域消防組合消防本部国民保護対策本部等を設置するよう要請する。
- ⑤ 交代要員等の確保
市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠施設の確保等を行う。
- ⑥ 本部の代替機能の確保
市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、市対策本部を代替設置場所に設置する。
なお、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成等

市対策本部は、部・班で組織し、次の構成のとおりとする。

〔本部会議〕

本部長	市長
副本部長	副市長
本部長付	教育長
	代表監査委員
	上下水道事業管理者
本部員	消防本部消防長
	各部局長
	消防署長
	保健所長

事務局	
事務局長	総務部長 (総務部理事)
事務局次長	防災危機管理課長
	道路維持課長
	河川課長

本部連絡員	
総務部総務法務班	総務法務課長補佐
総務部秘書班	秘書課長補佐
政策開発部未来創造班	未来創造課長補佐
財務部財政班	財政課長補佐
税務部市民税班	市民税課長補佐
市民部市民・NPO活動推進班	市民・NPO活動推進課長補佐
文化スポーツ観光部文化振興班	文化振興課長補佐
環境部環境政策班	環境政策課長補佐
保健福祉部保健福祉総務班	保健福祉総務課長補佐
こども部こども総務企画班	こども総務企画課長補佐
農商工部農業政策班	農業政策課長補佐
建設構想部道路建設班	道路計画課長補佐
都市構想部都市政策班	都市政策課長補佐
議会部総務議事班	総務議事課長補佐
教育総務部教育総務班	教育総務課長補佐
学校教育部学校管理班	学校管理課長補佐
上下水道局上下水道総務班	上下水道局上下水道総務課長補佐
会計管理部会計班	会計課長補佐
行政センター	副所長、主任主査
警防部警防班	消防本部消防課長

部名	班名
総務部	総務法務班、秘書班、人事班、職員厚生班、防災危機管理班、行政マネジメント班
政策開発部	未来創造班、選ばれるまち推進班、DX戦略班、広聴広報班
財務部	財政班、公有資産マネジメント班、契約検査班
税務部	市民税班、資産税班、収納班
市民部	市民・NPO活動推進班、ダイバーシティ推進班、国民健康保班、市民班、マイナンバー活用班、セーフコミュニティ班
文化スポーツ観光部	文化振興班、スポーツ振興班、観光政策班、歴史情報博物館班
環境部	環境政策班、ごみ減量推進班、資源循環班、環境保全センター班
保健福祉部	保健福祉総務班、生活支援班、障がい福祉班、健康長寿班、地域包括ケア推進班、介護保険班、保健所班
こども部	こども総務企画班、子育て給付班、こども家庭班、保育班
農商工部	農業政策班、農業生産流通班、農林基盤整備班、総合地方卸売市場管理事務所班
建設構想部	道路計画班、道路保全班、河川班、建築班、住宅政策班
都市構想部	都市政策班、総合交通政策班、区画整理班、公園緑地班、開発建築法務班
議会部	総務議事班
教育総務部	教育総務班、生涯学習班、中央公民館班、中央図書館班、美術館班
学校教育部	学校管理班、学校教育推進班、教育研修センター班、総合教育支援センター班
上下水道局	上下水道総務班、経営戦略班、営業班、水道整備班、水道保全班、下水道整備班、下水道保全班
会計管理部	会計班
地区本部	総括班、警防班
選挙管理委員会部	選挙管理委員会班
監査委員事務局部	監査委員事務局班
農業委員会部	農業委員会班

※ 郡山地方広域消防組合の協力により、警防部警防班との連携を図る

警防部	警防班
-----	-----

- ※ 総務部に危機管理対策担当理事を置く場合には、事務局長は総務部理事とする。
- ※ 市対策本部長が認めるときは、県の職員その他本市の職員以外の者を市対策本部の会議に出席させることができる。
- ※ 市対策本部における決定内容等を踏まえ、各部局において措置を実施する。（市対策本部会議には、各部局から本部連絡員を出席させ、円滑な連絡調整を図る。）

〔市対策本部事務局の組織編制及び所掌事務〕

事務局の班名	所掌事務
総括班 総務部総務法務班 総務部防災危機管理班 政策開発部未来創造班 財務部財政班	1 市対策本部会議の運営に関すること。 2 情報収集班が収集した情報を踏まえた市対策本部長の意思決定に係る補佐に関すること。 3 市対策本部長が決定した方針に基づく各（課）班に対する具体的な指示に関すること。 4 国民保護に関する業務の総括に関すること。 5 市対策本部員や職員のローテーション管理に関すること。 6 市対策本部員の食料の調達等庶務に係る事項に関すること。
情報収集班 保健福祉部保健福祉総務班 農商工部農業政策班 建設構想部道路計画班 都市構想部都市政策班 上下水道局総務班 教育総務部教育総務班	1 以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集に関すること。 ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○武力攻撃災害への対応状況 ○安否情報 ○その他統括班等から収集を依頼された情報 2 通信回線や通信機器の確保に関すること。
被害集計班 保健福祉部保健福祉総務班 農商工部農業政策班 建設構想部道路計画班 都市構想部都市政策班 上下水道局下水道整備班 教育総務部教育総務班	1 情報収集班が収集した情報の整理及び集約に関すること。
渉外班 総務部人事班 総務部職員厚生班 総務部防災危機管理班 政策開発部未来創造班 財務部財政班	1 他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること。 2 県を通じた関係指定行政機関等の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること。 3 消防団及び自主防災組織等に関すること。 4 近隣市町村との連携に関すること。
広報記録班 政策開発部広聴広報班 市民部市民・NPO活動推進班	1 被災状況や市対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動に関すること。 2 市対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること。

〔各班の組織体制及び所掌事務〕

各部	各班	所掌事務
各部共通		<ol style="list-style-type: none"> 1 所管事項に関する被害状況のとりまとめ及び被害報告並びに本部との連絡に関する事。 2 所管事項に関する国民保護措置の概要等の本部への報告に関する事。 3 所管事項に関する武力攻撃災害の写真（説明書添付）のとりまとめに関する事。 4 被害調査等、他の部の応援に関する事。 5 本部事務局からの要請に関する事。 6 職員の安否及び所在の確認に関する事。 7 各部長の命ずる国民保護措置に関する事。
総務部 総務部長 総務部次長 (総務部理事)	総務法務班 総務法務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛隊の派遣要請に関する事。 2 武力攻撃災害における他市との相互援助に関する事。 3 国民保護措置のための救出資機材の借上げの総括に関する事。 4 国民保護措置のための労務供給の総括に関する事。 5 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関する事。 6 自動車の配車及び物資の緊急輸送に関する事。 7 部内の総合調整に関する事。
	秘書班 秘書課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長、副本部長の秘書に関する事。 2 国民保護対策本部の連絡に関する事。 3 武力攻撃災害視察者及び一般見舞い者の応対に関する事。
	人事班 人事課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害時における非常招集及び動員活動に関する事。 2 各部の非常配置人員の把握及び調整に関する事。 3 県等の職員派遣の要請受入に関する事。
	職員厚生班 職員厚生課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の宿泊、給食に関する事。 2 被災地の職員の福利厚生に関する事。
	防災危機管理班 防災危機管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 市対策本部の事務局に関する事。 2 避難実施要領の策定に関する事。 3 武力攻撃災害情報の収集及び伝達に関する事。 4 本部長の指令の伝達に関する事。 5 各部及び現地本部の災害状況の収集、受理及び伝達に関する事。 6 内閣府、県国民保護対策本部、その他関係機関団体との連絡調整に関する事。 7 通信連絡の確保に関する事。 8 避難のための勧告、指示に関する事。 9 消防団の連絡調整に関する事。 10 武力攻撃災害装備具品及び非常食糧の備蓄に関する事。 11 車両の確保に関する事。 12 安否情報の収集に関する事。 13 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の通知に関する事。 14 復旧に関する事。 15 特殊標章等の交付等に関する事。

	行政マネジメント班 行政マネジメント課長	1 人事班、職員厚生班に同じ。
政策開発部 政策開発部長 政策開発部次長	未来創造班 未来創造課長	1 各部における国、県等に対する要望及び資料作成の総合調整に関すること。 2 被災者の陳情、相談等に関すること。 3 部内の総合調整に関すること。
	D X戦略班 D X戦略課長	1 郡山市総合行政ネットワークを活用した情報の収集と発信に関すること。 2 情報システムの応急復旧計画に関すること。
	広聴広報班 広聴広報課長	1 武力攻撃災害に関する市民への広報活動に関すること。 2 報道機関との連絡に関すること。 3 武力攻撃災害現場の撮影、収集、記録及び国、県関係機関への広報等に関すること。
財務部 財務部長 財務部次長	財政班 財政課長	1 国民保護措置経費の予算措置に関すること。 2 市議会との連絡に関すること。 3 部内の総合調整に関すること。
	公有資産マネジメント班 公有資産マネジメント課長	1 市有財産の管理に関すること。 2 総務部長の要請による所管業務の応援協力に関すること。
	契約検査班 契約検査課長	1 国民保護措置のための物品調達に関すること。 2 市庁舎、公舎及び付属施設の被害調査並びにその応急復旧に関すること。
税務部 税務部長 税務部次長	市民税班 市民税課長	1 武力攻撃災害による市税の減免に関すること。 2 農林部長の要請による農林所管時業務の応援協力に関すること。 3 部内の総合調整に関すること。
	資産税班 資産税課長	1 武力攻撃災害による市税の減免に関すること。 2 都市整備部長の要請による被害状況調査の応援協力に関すること。
	収納班 収納課長	1 武力攻撃災害による納税の扱いに関すること。 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による福祉所管業務の応援協力に関すること。
市民部 市民部長 市民部次長	市民・NPO活動 推進班 市民・NPO活動 推進課長	1 町内会等との連絡に関すること。 2 部内の総合調整に関すること。 3 部長の命ずる応急対策に関すること。 4 武力攻撃災害時のボランティアセンターの設置支援に関すること。
	ダイバーシティ推進班 ダイバーシティ推進課長	1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査並びに応急復旧に関すること。
	国民健康保険班 国民健康保険課長	1 武力攻撃災害による国民健康保険税の減免に関すること。 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による福祉所管業務の応援協力に関すること。
	市民班 市民課長	1 被災者の安否問い合わせに関すること。 2 埋火葬に関すること。
	マイナンバー活用班 マイナンバー活用課長	3 保健福祉部長及び子ども部長の要請による福祉所管業務の応援協力に関すること。
	セーフコミュニティ班 セーフコミュニティ課長	1 交通安全の保持に関すること。 2 武力攻撃災害時における防犯に関すること。

文化スポーツ観光部 文化スポーツ観光部長 文化スポーツ観光部次長	文化振興班 文化振興課長	1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関すること。 3 文化財の保全に関すること。
	スポーツ振興班 スポーツ振興課長	1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関すること。
	観光政策班 観光政策課長	1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関すること。
環境部 環境部長 環境部次長	環境政策班 環境政策課長	1 環境部所管諸施設の国民保護措置及び被害調査の総括に関すること。 2 自然環境の保全に関すること。 3 原子力災害対策に関すること。 4 原子力災害対策に関する関係機関との連絡調整に関すること。 5 部内の総合調整に関すること。
	ごみ減量推進班 ごみ減量推進課長 資源循環班 資源循環課長	1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査並びに応急復旧に関すること。 2 被災地の清掃に関すること。 3 住居障害物の除去に関すること。 4 し尿処理に関すること。 5 国民保護措置に必要な清掃・衛生関係労務者の雇い上げに関すること。 6 災害廃棄物に関すること。 7 部長の命ずる応急対策に関すること。
	環境保全センター班 環境保全センター所長	1 公害防止関係施設の被害調査に関すること。 2 武力攻撃災害による複合公害の発生予防、防止対策に関すること。 3 放射線のモニタリングに関すること。
保健福祉部 保健福祉部長 保健所長 保健福祉部次長	保健福祉総務班 保健福祉総務課長	1 所管施設の国民保護措置及び被害調査並びに応急復旧の総括に関すること。 2 義援金の受付、配分に関すること。 3 ボランティア団体、社会福祉団体及び民生委員等の関係団体との連絡及び協力に関すること。 4 見舞金に関すること。 5 被災世帯の救護物資調査、供給等救援に関すること。 6 避難施設の運営体制の整備に関すること。 7 避難行動要支援者の安全確保及び支援体制の整備に関すること。 8 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること。 9 部内の総合調整に関すること。 10 こども部との連絡調整に関すること。
	生活支援班 生活支援課長	1 所管施設の国民保護措置及び被害調査並びに応急復旧の総括に関すること。 2 義援金の受付、配分に関すること。 3 ボランティア団体、社会福祉団体及び民生委員等の関係団体との連絡及び協力に関すること。

		<p>4 見舞金に関する事。</p> <p>5 被災世帯の救護物資調査、供給等救援に関する事。</p>
	障がい福祉班 障がい福祉課長	<p>1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査並びに応急復旧に関する事。</p> <p>2 被災者及び国民保護従事者の炊き出しに関する事。</p>
	健康長寿班 健康長寿課長	<p>1 所管施設の国民保護措置及び被害調査並びに応急復旧の総括に関する事。</p>
	地域包括ケア推進班 地域包括ケア推進課長	<p>2 義援金の受付、配分に関する事。</p> <p>3 ボランティア団体、社会福祉団体及び民生委員等の関係団体との連絡及び協力に関する事。</p>
	介護保険班 介護保険課長	<p>4 見舞金に関する事。</p> <p>5 被災世帯の救護物資調査、供給等救援に関する事。</p>
	保健所班 保健所総務課長	<p>1 医療救護に関する事（他の所属の保健師を含む。）</p> <p>2 保健衛生に関する事。</p> <p>3 医療機関との連絡及び協力要請に関する事。</p> <p>4 救急機材及び医薬品の保管、整備に関する事。</p> <p>5 国民保護措置に必要な労務者の雇い上げに関する事。</p> <p>6 原子力災害時におけるスクリーニング及び健康相談に関する事。</p>
こども部 こども部長 こども部次長	こども総務企画班 こども総務企画課長	<p>1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査並びに応急復旧の総括に関する事。</p>
	子育て給付班 子育て給付課長	<p>2 義援金の受付、配分に関する事。</p> <p>3 ボランティア団体、社会福祉団体及び民生委員等の関係団体との連絡及び協力に関する事。</p>
	こども家庭班 こども家庭課長	<p>4 見舞金に関する事。</p>
	保育班 保育課長	<p>5 被災世帯の救護物資調査、供給等救援に関する事。</p> <p>6 保健福祉部との連絡調整に関する事。</p>
農商工部 農商工部長 農商工部次長	農業政策班 農業政策課長	<p>1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査並びに応急復旧に関する事。</p> <p>2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事。</p> <p>3 国民保護措置用資材の調達及び確保に関する事。</p> <p>4 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。</p>
	農業生産流通班 農業生産流通課長	<p>1 農畜産物の国民保護措置及び被害調査に関する事。</p> <p>2 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関する事。</p> <p>3 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。</p> <p>4 応急対策用資材の調達及び確保に関する事。</p>
	農林基盤整備班 農林基盤整備課長	<p>1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査並びに応急復旧に関する事。</p> <p>2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事。</p> <p>3 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。</p> <p>4 応急対策用資材の調達及び確保に関する事。</p>
	総合地方卸売市場管理事務所班 総合地方卸売市場管理事務所長	<p>1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査並びに応急復旧に関する事。</p> <p>2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。</p>
	産業雇用政策班 産業雇用政策課長	<p>1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査の総括に関する事。</p> <p>2 商工業関係の復旧資金のあっせんに関する事。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 3 商工業者の被害状況の情報収集に関する事。 4 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。 5 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査並びに応急復旧に関する事。 6 被災勤労者の福祉に関する事。
	産業創出班 産業創出課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関する事。 2 部長の命ずる応急対策に関する事。
建設構想部 建設構想部長 建設構想部次長	道路計画班 道路計画課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査の総括に関する事。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。 3 作業用車両の配車計画及び調達に関する事。 4 国民保護措置用資材の調達及び確保に関する事。 5 国民保護措置に必要な建設業労務者の雇い上げに関する事。 6 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に関する事。 7 部内の総合調整に関する事。
	道路保全班 道路保全課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関する事。 2 所管に係わる緊急災害予防に関する事。 3 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。 4 国民保護措置用資材の調達及び確保に関する事。 5 作業用車両の配車計画及び調達に関する事。 6 建設業者に対する連絡調整に関する事。 7 交通不能箇所の指示及び迂回路の決定に関する事。 8 除雪対策に関する事。
	河川班 河川課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 河川及び水路（側溝及び溝きよを除く）の国民保護措置及び被害調査に関する事。 2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関する事。 3 水防本部の設置、庶務に関する事。 4 武力攻撃災害復旧工事に関する事。
	建築班 建築課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関する事。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。 3 国民保護措置のための建設業者との連絡調整に関する事。 4 応急仮設住宅及び収容所の建設に関する事。
	住宅政策班 住宅政策課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関する事。 2 応急仮設住宅の入居等の庶務に関する事。 3 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。
都市構想部 都市構想部長 都市構想部次長	都市政策班 都市政策課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 都市整備部所管諸施設の国民保護措置及び被害調査の総括に関する事。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。 3 建設業者に対する連絡調整に関する事。 4 部内の総合調整に関する事。
	総合交通政策班 総合交通政策課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関する事。
	区画整理班 区画整理課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関する事。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。
	公園緑地班 公園緑地課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関する事。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。 3 一時避難場所に関する事。
	開発建築法務班 開発建築法務課長	<ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害建築物の被害状況の調査に関する事。 2 武力攻撃災害建築物の応急危険度判定に関する事。

議会部 議会事務局長 議会事務局次長	総務議事班 総務議事課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 渉外に関すること。 2 議会の緊急会議に関すること。 3 局長の命ずる国民保護措置に関すること。
教育総務部 教育総務部長 教育総務部次長	教育総務班 総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 教育施設の国民保護措置及び被害調査の総括に関すること。 2 教育施設の応急復旧に関すること。 3 関係団体との連絡に関すること。 4 教育総務部及び学校教育部の国民保護措置経費の予算措置に関すること。 5 渉外に関すること。 6 部内の総合調整に関すること。
	生涯学習班 生涯学習課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関すること。 3 公民館避難所に関すること。
	中央公民館班 中央公民館長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関すること。
	中央図書館班 中央図書館長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関すること。
	美術館班 美術館長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関すること。
学校教育部 学校教育部長 学校教育部次長	学校管理班 学校管理課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関すること。 3 教職員の動員に関すること。 4 武力攻撃災害時の児童、生徒の保健管理に関すること。 5 武力攻撃災害時の応急給食に関すること。 6 学用品調達に関すること。 7 学校避難所の開放措置対策に関すること。
	学校教育推進班 学校教育推進課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害時の教育対策に関すること。 2 被災児童、生徒の調査に関すること。 3 被災児童、生徒に対する学用品等の支給に関すること。 4 児童、生徒の避難計画及び誘導に関すること。 5 学用品調達に関すること。
	教育研修センター班 教育研修センター所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の I C T 環境の被害調査に関すること。 2 所管に係わる武力攻撃災害の I C T 環境の応急復旧に関すること。
	総合教育支援センター班 総合教育支援センター所長	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の心のケアに関すること。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関すること。
上下水道局 上下水道局長 上下水道局次長	上下水道総務班 総務課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査の総括に関すること。 2 武力攻撃災害時の飲料水の供給に関すること。 3 国民保護措置経費の予算措置に関すること。 4 武力攻撃災害に関する市民への渉外、広報活動に関すること。 5 応急資材の確保、受入、配分に関すること。 6 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関すること。 7 局内の総合調整に関すること。
	経営戦略班 経営戦略課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置及び復旧に伴う経費の経理に関すること。 2 武力攻撃災害時の飲料水の供給に関すること。
	営業班 営業課長	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道料金の減免に関すること。 2 武力攻撃災害時の飲料水の供給に関すること。

		3 応急給水所等の設置、周知に関する事。
	水道整備班 水道整備課長	1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関する事。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。
	水道保全班 水道保全課長	1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関する事。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。
	下水道整備班 下水道整備課長	1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関する事。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。
	下水道保全班 下水道保全課長	1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関する事。 2 所管に係わる武力攻撃災害の応急復旧に関する事。 3 国民保護措置用資材の調達及び確保に関する事。
会計管理部 会計管理者	会計班 会計課長	1 国民保護措置及び復旧に伴う経費の経理に関する事。 2 保健福祉部長及び子ども部長の要請による福祉所管業務の応援協力に関する事。
選挙管理委員会部 選挙管理委員会 事務局長	選挙管理委員会班 選挙管理委員会 事務局次長	1 避難所運営支援に関する事。 2 局長の命ずる国民保護措置に関する事。
監査委員事務局部 監査事務局長	監査委員事務局班 監査事務局次長	1 避難所運営支援に関する事。 2 局長の命ずる国民保護措置に関する事。
農業委員会部 農業委員会事務 局長	農業委員会班 農業委員会事務 局次長	1 農林部長の要請による農林所管業務の応援協力に関する事。 2 局長の命ずる国民保護措置に関する事。

地区本部は、各行政センター管内にかかる以下の事務を所掌する。

地区本部 行政センター所 長 行政センター副 所長又は主任主 査	総括班	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部及び関係機関団体との連絡調整に関すること。 2 武力攻撃災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 武力攻撃災害に関する市民への広報活動に関すること。 4 通信連絡の確保に関すること。 5 非常配置人員の把握及び調整に関すること。 6 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査並びに市民一般 家屋等の被害調査に関すること。 7 被災者及び国民保護従事者の炊き出しに関すること。 8 義援金の受付に関すること。 9 保健衛生及び環境衛生に関すること。 10 被災地の清掃に関すること。 11 救援物資の調達及び供給に関すること。 12 自動車の配車及び緊急輸送に関すること。 13 国民保護措置のための労務供給に関すること。 14 ボランティア団体、社会福祉団体及び民生委員等の関係 機関との連絡及び協力に関すること。 15 見舞金に関すること。 16 医療救護に関すること。 17 救護所、避難所等の応急施設の開設及び管理に関するこ と。 18 医療機関との連絡及び協力要請に関すること。 19 行政センター所長の命ずる国民保護措置に関すること。
	警防班	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管諸施設の国民保護措置及び被害調査に関すること。 2 所管に係わる水防、その他の緊急災害予防に関すること。 3 武力攻撃災害の応急復旧に関すること。 4 国民保護措置用品及び資材の調達に関すること。 5 消防団との連絡、協議に関すること。 6 建設業者との連絡調整に関すること。 7 避難誘導、救出に関すること。 8 武力攻撃災害地の警備に関すること。 9 飲料水の供給に関すること。

郡山地方広域消防組合と協力し、連携を図る。

警 防 部 消防本部消防長 消 防 次 長	警 防 班 郡 山 消 防 署 長	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急通信連絡に関すること。 2 武力攻撃災害情報に関すること。 3 火災、水防等の緊急災害予防に関すること。 4 避難誘導、救出に関すること。 5 行方不明者の捜索に関すること。 6 武力攻撃災害の応急復旧に関すること。 7 武力攻撃災害地の警備に関すること。 8 所管諸施設の国民保護措置に関すること。
-----------------------------	----------------------	---

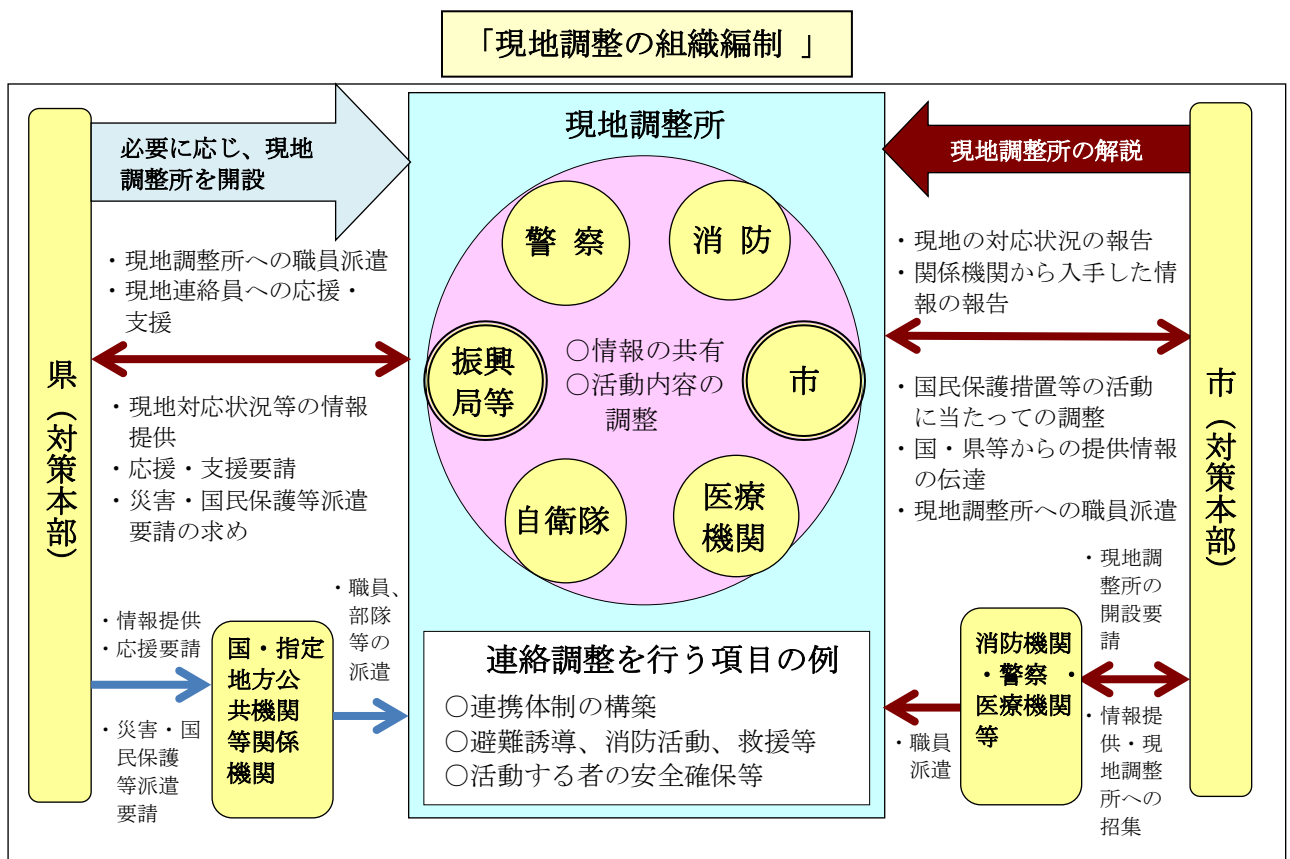
(4) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要と認めたときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長及び市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現地における関係機関〔県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等〕の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置する。また、すでに県又は関係機関により現地調整所が設置されている場合には、速やかに他の関係機関等に対し現地調整所の設置について伝達するとともに、職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。



2 市対策本部長の権限

市対策本部長は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請等

市対策本部長は、県対策本部長に対し、県並びに指定公共機関等が実施する市の区域に係る国民保護措置に関して必要がある場合、所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、県対策本部長に対し、国対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関等が実施する国民保護措置に関し、総合調整の要請を求める。

この場合、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料提供の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに当たって必要があると認めるときは、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を求める理由、求める措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

3 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

また、関係機関へ通知する。

4 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、県総合情報通信ネットワーク、緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)、全国瞬時警報システム(Jアラート)、インターネット、総合行政ネットワーク(LGWAN)、同報系防災行政無線等の通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信混雑により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

5 広報の実施

市は、武力攻撃等において、情報の不足、錯綜等による混乱が生じないように住民等に適時適切な情報提供を行うため、市対策本部に速やかに広報担当を設置する。

(1) 広報担当の設置

市対策本部は、武力攻撃事態等において、一元的に対応する広報担当を事務局広報記録班とし、住民等に正確な情報を提供する。

(2) 広報手段

市は、広報を行うにあたり、市防災行政無線等による「防災情報伝達システム」、広報車、広報紙、ラジオ・テレビ放送の協力依頼、記者会見、問い合わせ窓口の開設等のほか様々な手段を活用し、住民に迅速に情報を提供できる体制を整備する。

(3) その他の留意事項

- ① 事実に基づく正確な情報や時期を逸することのないよう迅速に行う。
- ② 市対策本部の重要な方針を決定した場合など、内容によっては市長が記者会見を行う。
- ③ 県と連携した広報体制を構築する。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、関係指定公共機関等、その他関係機関と相互に密接に連携・協力を図るため必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部等との連携

(1) 国対策本部及び県対策本部との連携

市は、県対策本部及び県を通じ国対策本部と各種の調整や情報共有を行う等、密接な連携を図る。

(2) 国現地対策本部及び県現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

さらに、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 知事、指定行政機関等の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関等の長への措置要請の求め

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長（以下「指定行政機関等の長」という。）に所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関等への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定公共機関等に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）ことができる。
- ② 市長は、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合、努めて当該区域を担当する自衛隊福島地方協力本部長〔第1優先連絡先（地域事務所等を含む。）〕又は第六師団長（第2優先連絡先）を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする東北方面総監、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。
ただし、通信手段の途絶等のため市長がこれらの者に連絡がとれない場合においては、第六特科連隊長を通じて、東北方面総監、横須賀地方総監又は中部航空方面隊司令官を介し、防衛大臣に連絡する。
- ③ 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動〔内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条）〕により出動した部隊と、緊密な連携を図る。

【想定される自衛隊の国民保護措置の内容】

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- ③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- ④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）
※ 武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する必要がある。

4 県、他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村との連携

市は、他の市町村と連携し、各種の調整や情報共有を行う。特に、市の区域を越える住民の避難を行う場合等においては、近隣市町村と緊密な連携を図る。

(2) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(3) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(4) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは廃止を行なった場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。
- ③ 事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは廃止を行なった場合は、市長はその内容を速やかに市議会に報告する。

5 指定行政機関等の長等に対する職員の派遣要請

(1) 県職員の派遣要請

市長は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し県職員の派遣を要請する。

(2) 指定行政機関等及び特定指定公共機関の職員の派遣要請等

- ① 職員の派遣
市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、他の市町村長、指定行政機関等の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、原則として県を経由して当該機関の職員の派遣要請を行う。
- ② 職員派遣あっせんの求め
市長は、①の職員の派遣の要請を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、県を経由して総務大臣に対し、①の職員の派遣についてあっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き必要な応援を行う。
- ② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示し、県に届け出る。

(2) 指定公共機関等に対して行う応援等

市は、指定公共機関等の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き必要な応援を行う。

7 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織による警報等の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の協力について、安全を十分に確保しながら、適切な情報の提供及び活動に対する資機材の提供等の必要な支援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要から、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、安全の確保が十分であると判断した場合は、市社会福祉協議会が中心となりボランティアセンター等を設置し、被災地又は避難先地域におけるニーズの把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの登録、派遣調整等の受入体制の確保に努めるとともに、市は、ボランティア活動が円滑に行えるよう支援する。

(2) ボランティア活動の内容

武力攻撃災害におけるボランティア活動は、主に次のとおりである。

また、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格や技能が生かされるよう十分配慮するものとする。

- ① 救援物資の集配、食事の炊き出しなど救援への協力
- ② 要支援者への支援活動等
- ③ その他ボランティア活動として、適当な活動への協力

9 民間からの救援物資の受入れ

- ① 市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望する物を把握し、又救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。
- ② 本市が被災地・避難先地域以外の場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

10 住民等への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

[住民等の協力の例]

- ① 避難住民の誘導（国民保護法第70条関係）
 - ア 市職員と一体となった避難住民の誘導
 - イ 移動中における食料等の配給

- ウ 避難行動要支援者の避難の援助
- エ 家庭や学校、事業所等における安否確認
- ② 避難住民等の救援（同法第80条関係）
 - ア 炊き出しの実施
 - イ 食料、飲料水等の配布
 - ウ 生活必需品等の救援物資の整理
 - エ 避難所名簿の作成等の避難所運営の補助
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置（同法第115条関係）
 - ア 消火のための水の運搬
 - イ 救出された負傷者を病院に搬送するための車両の運転
 - ウ 被災者の救助のための資機材の提供
- ④ 保健衛生の確保（同法第123条関係）
 - ア 健康診断の実施
 - イ 感染症の動向調査の実施
 - ウ 水道水の検査の実施
 - エ 防疫活動の実施
 - ・感染症のまん延防止のための消毒を実施する場合の薬剤散布の補助
 - ・臨時の予防接種のための会場設営等
 - ・防疫指導、衛生教育又は衛生広報のために県や市が作成したパンフレットの配布
 - オ 被災者の健康維持活動の実施
 - ・衛生指導等の保健指導のために県や市が作成したパンフレットの配布

第4章 警報及び避難の指示等

警報及び避難の指示等

国	県	市	放送事業者等
<p>対処基本方針等 閣議決定 指定の通知</p>	<p>県対策本部の設置</p>	<p>市対策本部の設置</p>	
<p>警報の発令（通知） ①武力攻撃事態の現状・予測 ②武力攻撃地域 ③住民等への周知事項</p>	<p>警報の通知 警報の発令の内容 警報の内容の伝達等 報道発表等</p>	<p>警報の内容の伝達 ①住民・関係団体等 （サイレン等による伝達） ②利用者が多い施設の 管理者</p>	<p>警報の放送 警報解除の 放送</p>
<p>避難措置の指示 （通知） ①要避難地域 ②避難先地域 ③住民避難に関し関係機 関が講ずべき概要</p> <p>注：避難とは要避難地域 等の住民を避難先地域に 逃がすこと。 市長の判断で、目の前 の危険を一時的に避ける ため武力攻撃災害の及ば ない地域又は場所に逃が すこと。</p>	<p>要避難地域を管轄</p> <p>避難地域を管轄 避難の指示（通知） 避難措置の指示の内容等 ①主な避難の経路 ②避難のための交通手段 ③その他避難の方法 警報の伝達等 集客施設管理者、報道発表 避難の実施準備</p> <p>避難の指示の報告</p> <p>避難先地域を管轄 避難住民の受入れ のための措置</p>	<p>要避難地域を管轄</p> <p>避難措置の指示 （通知） ①要避難地域 ②避難先地域 ③住民避難に関し関係機 関が講ずべき概要</p> <p>避難先地域を管轄 避難住民の受入れ のための措置</p>	<p>避難の指示 の放送 避難の指示の 解除の放送</p>
<p>警報の発令前</p> <p>注：武力攻撃災害緊急通 報は、武力攻撃災害から 住民の生命等に対する危 険を防止するため、緊急 の必要があるとき発令さ れる。警報は、比較的広 範囲の地域、緊急通報は 限定された地域を対象と する。</p>	<p>緊急通報の発令 ①武力攻撃災害の現状・ 予測 ②住民等への周知事項等 緊急通報の伝達 集客施設の管理者、報道 発表</p> <p>緊急通報発令の報告</p> <p>対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の要請</p> <p>退避の指示（通知）</p>	<p>緊急通報の伝達 ①住民・関係団体等 （サイレン等により伝達） ②集客施設の管理者</p> <p>退避の指示</p> <p>避難の指示の通知</p>	<p>緊急通報の 放送</p> <p>警察官は、市長の 避難指示を待つい とまがない場合や 市長から要請があ った場合は、退避を 指示することがで きる。</p>

注：警報の解除及び避難の指示の解除においても同様に対応する。

第1 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達等

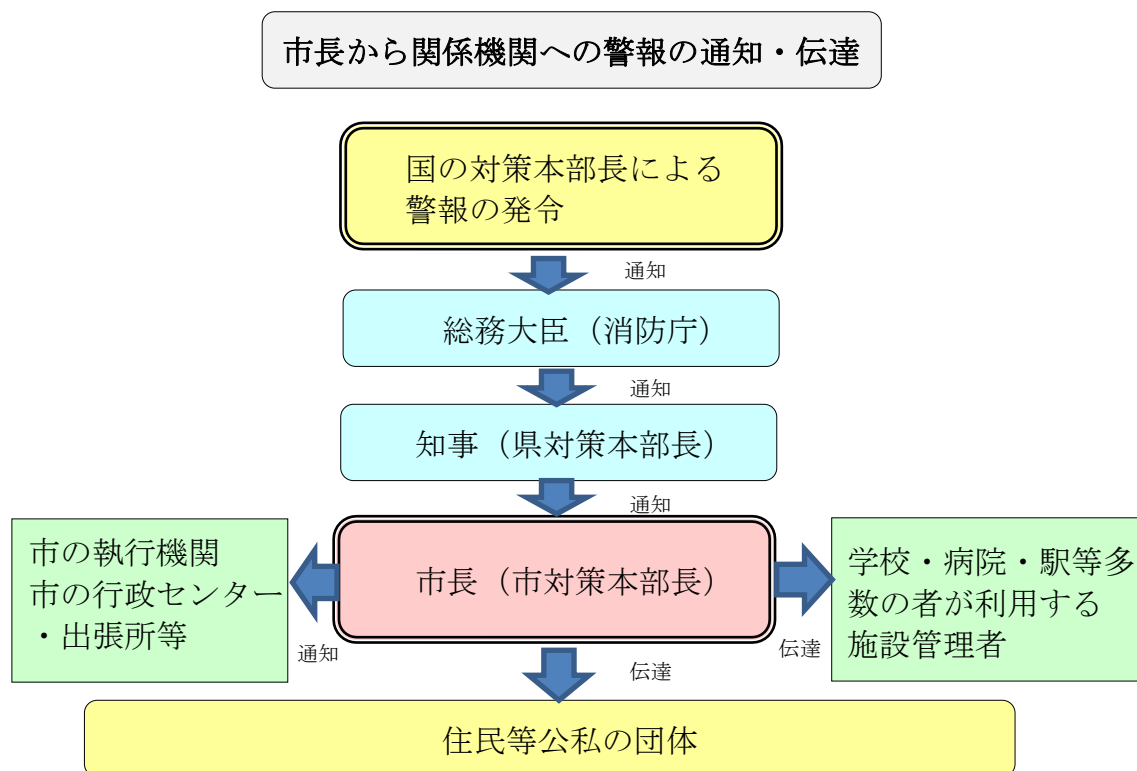
(1) 警報の内容の伝達

市は、県から、警報の内容の通知を受けた場合には、第2編第1章第4で定めた住民等、町内会等の関係団体及び大規模集客施設等の管理者に対し、あらかじめ定めた伝達方法により、速やかに警報の内容を伝達する。

また、消防機関、県、県警察、自衛隊、その他の関係機関に対しては、第3編第1章で定めた情報伝達ルートにより、速やかに警報の内容を通知する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、市の施設等に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。



2 警報内容の伝達の方法

(1) 警報内容の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワーク (Em-net)、全国瞬時警報システム (Jアラート) 等を活用し、市に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (Jアラート) と連携している「防災情報伝達システム」のほか広報車や拡声器を活用することなど、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し、住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

また、市は、職員に本市に武力攻撃が迫り又は現に武力攻撃が発生したために警報が発令された事実及び内容等を「防災情報伝達システム」等により周知する。

② 「武力攻撃が迫り、又は、現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合、原則として、サイレンは使用せず、「防災情報伝達システム」により、周知する。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 警報内容の伝達体制の整備

市長は、消防機関及び県警察と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達するものとする。

ただし、消防本部は原則として、消火、救助・救急活動に支障のない範囲で行うものとし、また、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や要支援者への、個別の伝達を行うなどそれぞれの特性を活かした、効率的な警報の内容の伝達を行うものとする。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう県警察と緊密な連携を図る。

(3) 避難行動要支援者に対する伝達の配慮

市長は、警報の伝達においては、特に、避難行動要支援者に対する伝達に配慮するものとし、防災・福祉部局との連携の下、避難行動要支援者名簿を活用し、町内会、自主防災組織、民生委員、消防団、消防署及び警察署に対し、避難行動要支援者登録者に係る個人情報のうち、支援に必要な情報を記載した郡山市避難行動要支援者登録者一覧表を提供することで、迅速に正しい情報を伝達し、避難などに備えられるよう体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達

市は、県から警報の解除の通知を受けた場合、警報の解除の伝達については武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態等の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。

なお、その他の事項については、警報の通知を受けた場合と同様に行うものとする。

3 武力攻撃災害緊急通報の伝達及び通知

武力攻撃災害緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達、通知方法と同様とする。

第2 避難住民の避難等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。市が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも極めて重要なプロセスであることから、避難の指示に係る住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導に必要な事項を以下のとおり定める。

1 避難措置の指示の通知・伝達

(1) 避難措置の指示の通知

市長は、知事を通じて国対策本部から、住民の避難が必要な地域、住民の避難先となる地域、関係機関が講ずべき措置の概要の避難措置の指示の通知を受けた場合、直ちに警報の伝達に準じて、その内容を他の執行機関及びその他の関係団体に対し通知する。

(2) 避難措置の指示の伝達等

① 市の区域が要避難地域に指定された場合

市は、速やかに避難の対応が可能となるよう、第1の警報の伝達と同様に要避難地域に所在する大規模事業所等の大規模集客施設等の管理者に対し、必要に応じ、避難措置の指示の内容を伝達する。

② 市の区域が避難先地域に指定された場合

市は、避難施設等を早急に開設できるよう必要に応じ、避難先地域に所在する避難施設等の管理者に対し、避難措置の指示の内容を通知する。

2 知事の避難の指示に当たっての協力等

- ① 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況等の情報を収集するとともに当該情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、知事が避難の指示を行うに当たって、下表の事項等について、調整を行う場合、平素において準備した地図、人口分布等の基礎的な資料等を参考にしつつ、当該調整に協力する。

[避難の指示に当たって知事の市等と調整する主な事項]

調整事項	調整先機関
○要避難地域に該当する市町村の避難住民数 ○市町村の避難住民の誘導等における役割分担 ○市町村の支援要望・広域的調整	要避難地域所在市町村、 要避難地域管轄消防本部等
○受入可能人数（避難施設等の収容能力、食料等、ライフラインの供給能力等） ○避難先地域における一時集合場所	受入地域所在市町村
○道路・交通状況の把握（積雪時の状況等を含む。） ○避難時における中継施設（道の駅等）の開設	道路管理者等である市町村

3 避難の指示の通知・伝達

(1) 避難の指示の通知

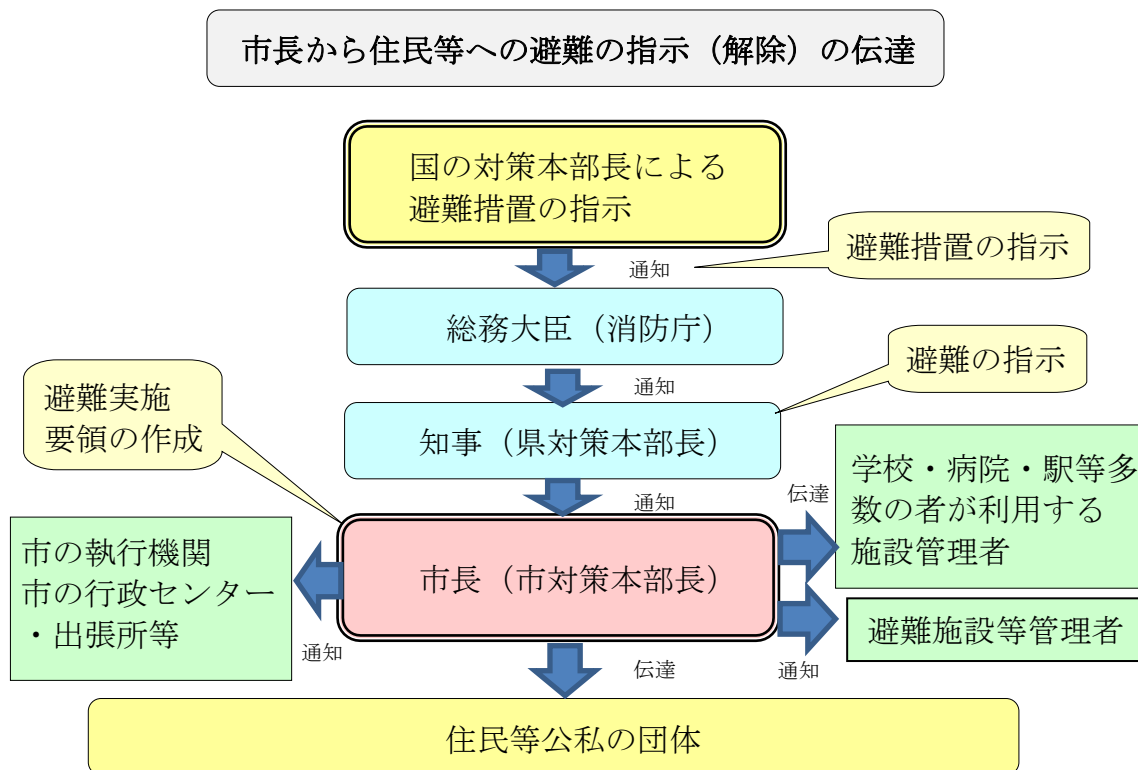
市長は、知事から、避難先地域、避難の実施日時、主要な避難の経路、避難のための交通手段等の避難の指示の通知を受けた場合、直ちに第1の警報の内容の伝達と同様に他の執行機関及びその他の関係機関に対し避難の指示の内容を通知する。

(2) 避難の指示の住民等への伝達

- ① 市長は、知事により、避難の指示が行われた場合には、第1の警報の内容の伝達に準じて、避難の指示の内容を、住民、関係団体及び大規模集客施設等の管理者に対し、迅速に伝達する。
- ② 病院、老人福祉施設、介護施設及び保育所、その他自ら避難することが困難な者が入院又は入所し、その他滞在している施設の管理者に対し避難の指示が確実に伝達され、当該施設における避難が円滑に行えるよう特に配慮する。

(3) 避難先地域に指定された場合における避難施設等の管理者に対する通知

- ① 市は、避難の指示により、市の区域が避難先地域に指定された場合には、避難施設等を早急に開設できるよう避難先地域に所在する避難施設等の管理者に対し、避難の指示の内容を通知する。
- ② 市の区域が、避難住民の主要な避難の経路に該当する場合若しくは必要に応じて、あらかじめ県から指定のあった市の区域にある中継施設の管理者に対し、避難の指示の内容を通知するとともに、中継施設の開設について協力を求める。



4 避難実施要領の策定等

(1) 避難実施要領の策定に当たっての基本的な方針

- ① 市長は、知事から避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にし、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊及び道路管理者等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。
- ② 避難実施要領の作成に当たっては、当該要領の通知及び伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるよう迅速な作成に留意する。
- ③ 避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領の策定

- ① 避難実施要領には、原則として次の項目を定める。
 - ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
 - イ 避難先
 - ウ 一時集合場所及び集合方法
 - エ 一時集合場所への集合時刻、一時集合場所からの避難時間及び避難方法等
 - オ 集合に当たっての留意事項
 - カ 避難の手段及び避難の経路
 - キ 市職員、消防職員及び消防団員の配置等
 - ク 要支援者への対応
 - ケ 要避難地域における残留者の確認
 - コ 避難誘導中の食料等の支援
 - サ 避難住民の携行品、服装
 - シ 避難誘導から離脱した際の緊急連絡先等
- ② 避難実施要領を策定する場合は、次の事項に考慮する。
 - ア 避難の指示の内容の確認
 - イ 事態の状況の把握
 - ウ 避難住民の概数把握
 - エ 誘導の手段の把握
 - オ 運送手段の確保の調整
 - カ 要支援者への避難方法の決定
 - キ 避難経路や交通規制の調整
 - ク 職員の配置
 - ケ 関係機関との調整
 - コ 自衛隊等の行動と避難経路・手段・時間等の調整
- ③ 国対策本部長による利用指針の調整

自衛隊等の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合、市長は、国対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国対策本部長による意見聴取及び国対策本部長からの情報提供の求めに適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。
- ④ 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定した場合、直ちに、その内容を住民等及び関係団体に伝達する。

また、市長は直ちにその内容を市の他の執行機関、知事、消防本部消防長、各警察署長、自衛隊福島地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知するとともに、避難実施要領の内容を速やかに報道発表する。

(3) 避難住民の誘導

① 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市職員並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。避難誘導は、自治会、町内会、学校、事業所等を単位に行うが、緊急の場合は、この限りではない。

なお、避難住民の誘導を円滑かつ迅速に行う必要があり、避難誘導活動を消火活動及び救助・救出活動より優先する必要があると判断した場合は、郡山地方広域消防組合の管理者に対し、消防本部消防長に対して必要な措置を行うよう求める。

また、市長は、避難誘導にあたる者に防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させ、避難経路の要所に配置し、各種連絡調整にあたらせるとともに、関係車両、案内板等により誘導の円滑化を図り、夜間は夜間照明を配置するなど避難住民の不安軽減に努める。

② 消防機関の活動

消防本部は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案し、市長の定める避難実施要領に基づき、可能な限り要所に消防車両等を配置し、車載の広報設備等を活用して効果的な誘導を実施する。また、避難行動要支援者の運送を行う等保有する装備を有効活用し、避難住民の誘導を行うものとする。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部と連携した活動を行うとともに、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行う等、地域とのつながりを活かした活動を行う。

③ 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市職員及び消防機関等では十分な対応が困難と認めるときは、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らし、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

市長は、現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう事態の規模・状況に応じて現地調整所を設置し、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

また、既に他の機関により現地調整所が設置されている場合は、直ちに職員を派遣し、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

④ 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織等や自治・町内会等のリーダーとなる住民に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。

この場合、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分配慮する。

⑤ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の必要な措置を行う。

また、市長は、避難住民の心理を勘案し、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安軽減のため、可能な限り事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

⑥ 避難行動要支援者への配慮

市は、避難行動要支援者の避難を万全に行うため、避難行動要支援者名簿を活用しつつ、近隣協力者、町内会、自主防災組織、民生委員、消防団、消防署及び警察署等と協力して避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

⑦ 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

⑧ 残留者等への対応

市は、避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報を説明し、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する可能性がある場合は、必要な警告や指示を行う。

⑨ 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について配慮する。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

⑩ 通行禁止等措置の周知

道路管理者である市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図る。

また、他の道路管理者から、道路の通行禁止等の措置を行ったとの連絡があった場合も同様の周知に努める。

⑪ 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について、他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

⑫ 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関等に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関等が正当な理由がなく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

⑬ 知事への報告

市長は、避難誘導の実施状況を知事に報告する。

(4) 避難住民の復帰のための措置

① 避難措置の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

市長は、知事を経由して国対策本部長から要避難地域の全部又は一部についての避難措置の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、1に定める避難措置の指示の通知を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

② 避難の指示の解除の通知を受けた場合等の通知及び伝達

市長は、知事から要避難地域の全部又は一部についての避難の指示の解除の通知を受けた場合、原則として、3に定める避難の指示の通知等を受けた場合の対応等に準じて関係機関に通知及び伝達する。

③ 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された場合、4の避難実施要領に準じて避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(5) 避難所等における安全の確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所及びその周辺等における犯罪の予防のための活動に必要な

協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど不安の軽減に努める。

また、市は県と協力して、地域の自治会、町内会、自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換、パトロール等を行うなど連携を図り、住民の安全確保、犯罪の予防に努める。

(6) 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

① 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、国全体としての調整が必要となる。このため、国の総合的な方針に基づく避難を行うことを基本とする。

② ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア 市長は、県知事による避難の指示を踏まえ、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、武力攻撃がまさに行われており、住民等に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に避難住民を移動させる必要がある。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、市は、警報の内容等とともに、現地調整所等における自衛隊及び県警察等からの情報や助言を踏まえて、避難実施要領を策定する。

③ 弾道ミサイル等による攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃の場合、発射された段階で攻撃目標の特定が困難であることから、弾道ミサイルが発射されたとの警報発令と同時に、本市にも短時間で着弾の可能性があり得るものとして、できる限り頑丈な建物や地下への避難、近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守るよう促す。また、建物の中では、窓から離れるか窓のない部屋に移動するよう促す。

※弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム(Jアラート)による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。

イ 攻撃内容及び被害内容の判明後、県知事から避難の指示があったときは、指示の内容を踏まえ、他の安全な要避難地域等に避難住民を誘導する。

ウ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとる。

④ NBC攻撃の場合

市長は、NBC攻撃の場合の避難誘導において、防護服を保有する消防機関、各警察、自衛隊への要請等、必要な措置を講ずる。

この場合に、避難誘導する者に防護服を着用させる等、安全を図るための措置を講ずるとともに、風下方向を避けて避難誘導を行う等について留意する。

⑤ 武力攻撃原子力災害の場合

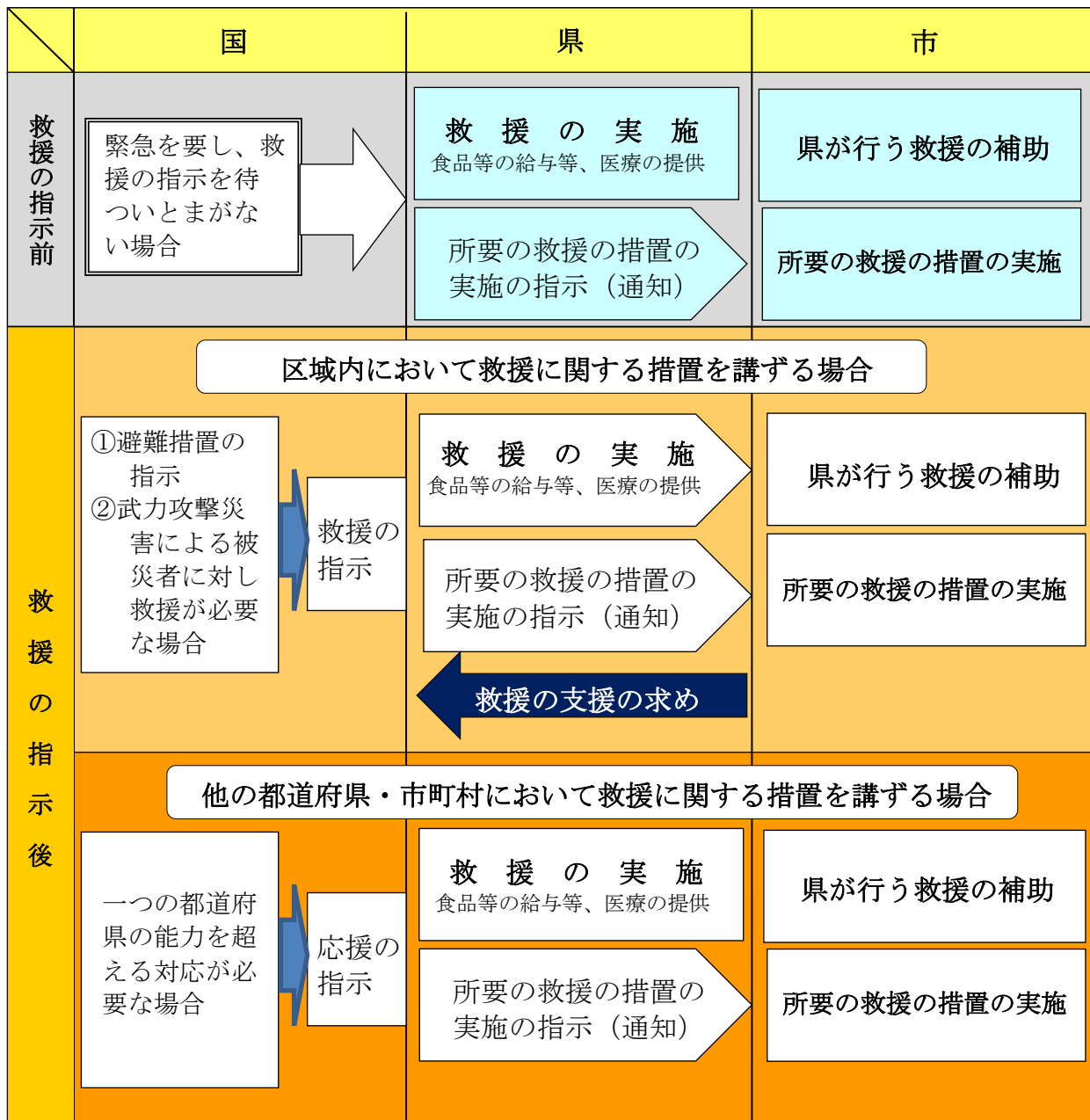
ア 市長は、専門的な分析を踏まえて出される避難の指示に基づき、避難誘導を行う。

イ 市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、避難の指示がなされる前であっても、退避の指示などの応急措置を講ずる。

第五章 救 援

市長は、避難先地域等において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容について、以下のとおり定める。

救援に関する措置における対応等



1 救援の実施

(1) 知事からの通知による救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼしているものの除去

(2) 知事からの公示による救援の実施

市長は、住民等に対して負担を求める可能性がある次の事務について、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知以外に、市長に事務を行わせる旨の公示があった場合、県計画等に基づき当該事務を行う。

- ① 救援への協力（国民保護法第80条）
- ② 物資の売渡しの要請等（同法第81条）
- ③ 土地等の使用（同法第82条）
- ④ 公用令書の交付（同法第83条）
- ⑤ 立入検査等（同法第84条）
- ⑥ 医療の実施の要請等（同法第85条）

(3) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県等に支援を求めるよう具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社福島県支部との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が「救援又はその応援の実施に関する協定書」に基づき日本赤十字社福島県支部に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社福島県支部と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関等に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

- ① 市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び方法の基準」という。）及び県計画に基づき救援の措置を行う。
- ② 市長は、「救援の程度及び方法の基準」によっては、救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより、平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

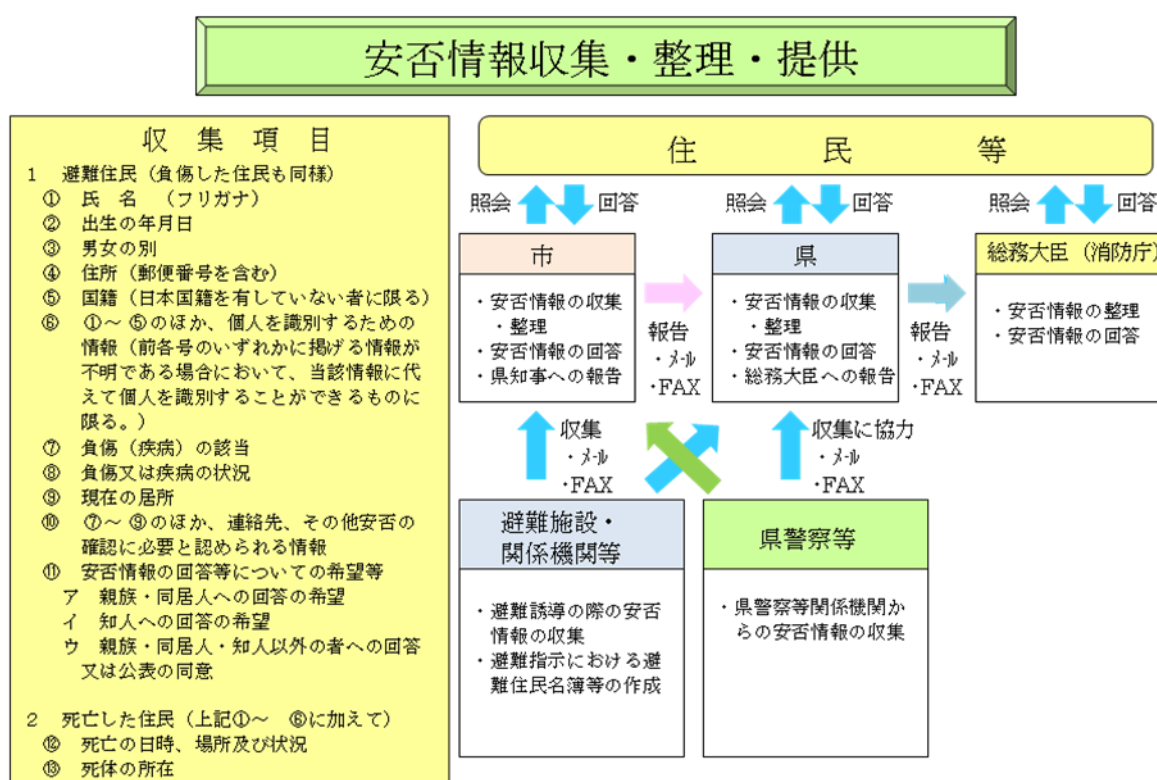
また、県と連携して、NBC攻撃に伴う特殊な医療活動を実施する場合は、県計画第3編第5章第4節に係る事項に留意する。

第6章 安否情報の収集、提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集



市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等市が平素から行政事務の円滑な遂行のため保有する情報等を活用する。

なお、収集に当たっては、原則として、安否情報システムにより行う。ただし、事態が急迫してこれらの方法により報告することができない場合、安否情報省令第1条に規定する安否情報収集様式（様式第1号、第2号）により報告することとするが、安否情報の照会先機関からの報告については、同条第2条に規定する安否情報報告書（様式第3号）によるものとする。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに十分配慮する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

2 県に対する報告

市は県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより行う。ただし、事態が急迫して、これらの方法によることができない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答**(1) 安否情報の照会の受付**

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民等に周知を図る。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として、市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する「安否情報照会書（様式第4号）」に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。
ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、電話、電子メール等により照会を受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、安否情報の照会を行う者について、安否情報の照会を行うものの身分証明により本人確認を行うこと等により、安否情報の照会が不当な目的によるものでなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、照会様式の記載が妥当であるかを確認し、安否情報の照会に係るものの安否情報を保有及び整理しており、かつ、当該照会に係る者の照会に対する回答の同意がある場合には、安否情報省令第4条に規定する安否情報回答書（様式第5号）を交付する。
- ② 電話、メール等により照会を受け付けた場合には、申請者の住所地の市区町村に当該人物が所在するか否か電話で問い合わせを行うこととする。
- ③ 外国人に関する安否情報の照会があった場合、日本国籍者と同様に回答する。
ただし、国内の外国籍の者が身分証明書を持たない場合、本人が外国人登録している市町村に確認する。

(3) 他の地方公共団体等が収集した安否情報に対する照会への対応

市は、住民から国及び他の地方公共団体が収集した安否情報に対し照会があった場合についても、(1)及び(2)と同様に受け付け回答する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

安否情報は個人情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことについて職員に周知徹底するなど、安否情報データを管理徹底する。

4 日本赤十字社に対する協力等

市は、日本赤十字社から要請があったときは、当該要請に応じ、保有する外国人に関する安否情報を提供する。

また、市は、外国人に関する安否情報の照会があった場合、3(2)及び(3)と同様に、個人情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、被災現場における通常への対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があるため、武力攻撃災害への対処に関して必要な事項を、以下のとおり定める。

武力攻撃災害への対処に関する措置における対応等

	国	県	市	関係機関等
対処一般	<p>対処措置の指示</p> <p>措置の求め</p> <p>関係大臣を指揮した対処措置</p>	<p>対処措置</p> <p>対処措置の要請</p>	<p>対処措置（消防含む。）</p>	
兆候の通報		<p>通知</p> <p>対処の必要がある場合関係に通知</p>	<p>市長</p> <p>消防吏員</p> <p>通知</p> <p>通知</p>	<p>武力攻撃災害の兆候の発見者</p> <p>通知</p>
生活関連等施設の安全確保	<p>指定行政機関の長等</p> <p>生活関連等施設の安全確保のための必要な措置の要請</p> <p>管理施設の安全確保</p> <p>内閣総理大臣</p> <p>関係大臣を指揮した施設の安全確保措置</p>	<p>管理施設の安全確保</p> <p>警察・消防機関・その他行政機関に対する支援の求め</p> <p>立入制限区域の指定等</p>	<p>管理施設の安全確保</p>	<p>施設管理者</p> <p>管理施設の安全確保</p>
武力攻撃災害等に係る危険物資等の防止	<p>指定行政機関の長等</p> <p>災害発生防止措置</p> <p>危険物資等の取扱所の警備強化の求め</p> <p>危険物資等の取扱所の使用の一時停止・制限等の命令、報告の求め</p>	<p>災害発生防止措置</p>	<p>災害発生防止措置</p>	<p>危険物質等を取り扱う者</p>
汚染の拡大の防止	<p>内閣総理大臣</p> <p>関係大臣を指揮した施設の安全確保措置</p> <p>汚染拡大防止の協力要請</p>	<p>県</p> <p>警察</p> <p>汚染拡大防止措置</p> <p>汚染拡大防止措置</p> <p>協力要請</p> <p>協力要請</p>	<p>市長・消防本部消防長</p> <p>汚染拡大防止処置</p>	<p>市長等から要請があった場合等については、警察署長等は、事前措置の指示、応急公用負担等の措置を行うことができる。</p>
その他	<p>緊急の場合や市長等から要請があった場合、警察官は、警戒区域の設定を行うことができる。</p>	<p>事前措置の指示</p> <p>応急公用負担等の措置</p> <p>警戒区域の設定措置</p>	<p>応急公用負担等の措置</p> <p>警戒区域の設定措置</p>	<p>設備・物件の占有者、所有者、管理者等</p>

※ 警報の解除及び避難の指示の解除においても同様に対応する。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県、その他関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合やNBC攻撃による武力攻撃災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、本市における対処では武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、国対策本部長に国における必要な措置の実施を要請するよう求める。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防本部の消防職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報するものとする。

(2) 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防職員、警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(3) 生活関連施設等の安全確保

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行なえるよう国や県、その他の関係機関と連携した市の対処に関して次のとおり定める。

① 生活関連等施設の安全確保

市は、市対策本部を設置した場合において、市の区域に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

② 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うものとする。

また、自ら必要があると認めるときも、同様に対応するものとする。

③ 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関、その他の行政機関に対し、支援を求める。

このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

なお、一部事務組合を構成して管理している施設については、他の構成市町村及び一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。

(4) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

市長等は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の占有者、所有者、管理者、その他の危険物質を取り扱う者(以下「危険物質等の取扱者」という。)に対し、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずるものとする。

なお、避難住民の搬送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

[危険物質等について市長等が命ずることができる対象及び措置]

対象及び命令者	措置の内容
1 市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）または市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条） （郡山地方広域消防組合の管理者） 2 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）（市長）	① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号） ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号） ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(5) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

ア 市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

イ 市長は、上表の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民等に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し必要により現地調整所を設けて、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

① 屋内への退避の指示

ア N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が、何ら防護手段がなく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方が、より危険性が少ないと考えられるとき。

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

② 屋外への退避の指示

駅や大規模集客施設内において、N B C攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内が汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

① 市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線等による「防災情報伝達システム」、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者等に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、退避の指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

② 市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

① 市長は、退避の指示を住民に伝達する市職員等に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

② 市職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて消防本部、県警察、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、退避が必要と認める地域からの退避方法等の確認を行う。

③ 市長は、武力攻撃事態等において、退避の指示を行う市職員に対し、特殊標章等を交付し、着用させる。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合において、住民からの通報、被災情報、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

① 警戒区域の範囲決定等

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における消防本部、県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

② 警戒区域の設定方法

市長は、警戒区域の設定について、次の方法により行う。

ア ロープ、掲示板等で警戒区域を明示する。

イ 住民等に防災行政無線等による「防災情報伝達システム」、広報車等による広報及び放送事業者等に対する情報提供等により、住民に周知・広報する。

③ 警戒区域設定に伴う措置

ア 市長は、警戒区域の設定をした場合は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立ち入りを制限し若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

イ 市長は、警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずる。また、現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

ウ 市長は、県知事、警察官等から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴う住民への伝達等、必要な活動を行う。

(2) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様に区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるとき、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、被害の拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

① 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木、その他の物件の使用若しくは収用

② 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や被害情報の早急な把握及び消防機関に対する情報提供に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法、その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民等を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮し、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するものとする。

この場合において、消防本部及び郡山消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うものとする。

また、消防団は、消防本部消防長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、武力攻撃の規模等に照らし、本市の区域内の消防力のみでは対処できないと判断した場合は、消防本部に、他の市又は消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行うよう求める。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、消防相互応援協定等に基づく応援要請のみでは対処できない場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなどから必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を経由し、又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合、又は、消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合、消防の応援を迅速かつ円滑に実施するため、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防本部消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行うものとする。

(7) 医療機関等との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、郡山医師会等の医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ① 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員の二次被害の発生を防ぐため、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、当該要員に可能な限り情報提供するとともに、消防本部、県警察等と連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- ② その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県、県警察及び自衛隊等と共に現地調整所を設け、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のために必要な措置を行う。
- ③ 市の区域が被災地以外の場合、市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況・災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制等を考慮し、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動を行う。
- ⑤ 市長は、被災現場等で活動する消防団員等に、消防本部消防長は被災現場等で活動する消防職員等に、特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害への対処

市は、NBC兵器による武力攻撃災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとする。このため、NBC兵器による武力攻撃災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 発生原因が特定できないがNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合の連絡体制及び初動体制等（配備体制設置前の対処）

市は、NBC兵器による攻撃に伴う武力攻撃災害発生時における初動対処の重要性にかんがみ、通報等によりNBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる事態の発生を把握した場合、福島県NBC災害等対処現地関係機関連携指針（以下「県NBC災害等連携指針」という。）に基づき関係機関と連携し迅速な対処を図る。

- ① 市は、NBC兵器による武力攻撃災害の発生が疑われる場合、「県のNBC災害等連携方針」に定めるとおり、消防本部、保健所、県（地方振興局及び保健福祉事務所）及び県警察（以下「現地対応機関」という。）と相互に情報を交換し、情報の共有化を図る。
- ② 市は、現地対応機関等から収集した被災情報等について、県の危機管理総室及び地方振興局に連絡する。また、保健福祉部は、現地対応機関等から収集した医療情報等について、県の保健福祉総室に連絡する。
- ③ 市は、現地対応機関等から収集し、又は、県から情報提供のあった被災情報及び医療情報等について、消防機関と情報の共有化を図った上で、郡山市医師会、市の区域内に所在する病院、最寄りの災害医療センター、日本赤十字社福島県支部等の関係機関に情報提供するとともに、市地域防災計画で規定する災害広報に準じて被災者等に対し適切な情報提供を行う。また、市は、事態の状況等に応じ、第1章に定める必要な職員配備体制を整備する。

(2) 応急措置の実施

市は、NBC兵器による攻撃が行われた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

- ① NBC兵器による攻撃が行われたと特定された場合には、被災現場における状況に照らし、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し、必要に応じ、退避を指示するとともに、汚染の拡大を防止するため警戒区域の設定を行う。

また、市は、必要に応じ、県と調整のうえ、医療救護班の派遣及び被災現場等への医療救護所の設置を求める。

なお消防機関は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行うものとする。

- ② 災害の発生原因がNBC兵器による攻撃と特定できない段階においては、現地対応機関及び医療関係機関に対し、関係法令、市地域防災計画、県NBC災害等連携指針等に基づく、又は準じた応急措置の実施、当該計画等に基づく、又は準じた消防法、消防組織法、市地域防災計画、県NBC災害等連携指針等に基づく、又は準じた応急措置を行う。

また、市の医療救護班の設置については①と同様に設置を求める。

なお、消防機関は、消防法、消防組織法等、市地域防災計画、県NBC災害等連携指針等に基づく、又は準じた応急措置を行うものとする。

(3) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(4) 関係機関との連携

市長は、NBC兵器による攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に

関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し、又は職員を参画させ、現地における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報について報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(5) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC兵器の攻撃に伴う汚染が生じた場合、それぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核物質又は核兵器による攻撃の場合

市は、核物質又は核兵器による武力攻撃災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行ないつつ、情報収集などの活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(6) 市長及び郡山地方広域消防組合の管理者の権限

ア 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、消防本部、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

〔放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る市長等の権限〕

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具、その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具、その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

〔措置の実施に伴う手続き〕

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合に当たっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

イ 郡山地方広域消防組合の管理者の権限

郡山地方広域消防組合の管理者は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、市及び県警察等の関係機関と調整しつつ、表〔放射性物質等による汚染の拡大の防止に係る市長等の権限〕に掲げる権限を準用することができる」とされている。

(7) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなど、応急措置を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

また、郡山地方広域消防組合の管理者も同様に要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市及び消防本部は、被災情報を収集するとともに、知事等に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集し、県に報告するものとする。
- ② 市は、被災情報収集に当たっては消防機関、県警察との連絡を密にする。特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行うものとする。
- ③ 消防本部は、収集した被災情報を火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号消防長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに市、県及び消防庁に被災情報の第1報として報告するものとする。
- ④ 消防本部は、第1報を県に報告した後も、随時、被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について火災・災害等即報要領に従い、電子メール、FAX等により指定された時間に市及び県に対し報告するものとする。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、消防本部消防長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、市、県及び消防庁に報告するものとする。
- ⑤ 市は、収集した被災情報を、危機管理総室（県民等保護対策本部）からの指示に基づき、福島県総合情報通信ネットワークの「防災事務連絡システム」により報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県及び市医師会等と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

また、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難住民等の健康管理のための実施体制の整備に努める。

この場合において、要支援者の心身双方の健康状態を把握するなど特に留意する。

(2) 防疫対策

市は、県と緊密な情報交換を行ない、避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県及び市医師会等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、県と連携し、避難先地域における食中毒等の防止をするため、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上、留意すべき事項等について、避難住民等に対し情報を提供する。

② 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難住民等の健康維持のため、県と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を実施する。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更、その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針(改訂版)」(平成30年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成)等を参考としつつ、「市災害廃棄物処理基本計画」に基づいて、迅速かつ適正な廃棄物処理体制を確立する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市等への応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等の確保を図る必要があることから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市及び市教育委員会は、県及び県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期限の延長並びに市税、国民健康保険税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を被災の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の施設及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

市は道路等の公共施設の管理者として、当該公共施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及びジュネーヴ諸条約の国際的な紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなることから、これらの適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

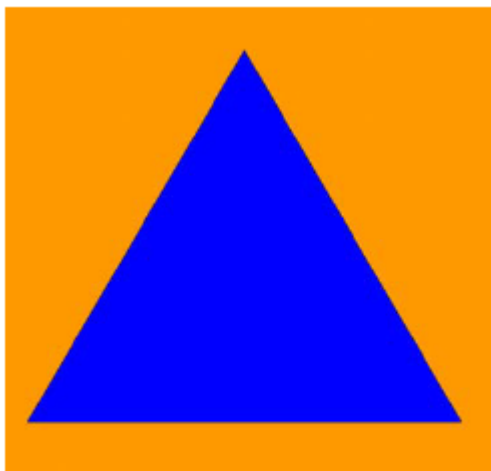
※特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。



(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

2 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防本部消防長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させることとされている。

(1) 市長

- ア 市の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防団長及び消防団員
- ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 消防本部消防長

- ア 消防本部消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 消防本部消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 消防本部消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 水防管理者

- ア 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県、その他関係機関と協力しつつ、特殊標章及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備において、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、そのために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等の通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保安要員により早急な復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じても障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 知事等に対する支援要請

市長は、応急の復旧のための措置を講ずる際、必要があると認める場合には、知事等に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) ライフライン施設の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設の被害の状況を速やかに把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 道路等の施設の応急復旧

市が管理等している道路等の施設については、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、障害物の除去その他避難住民の搬送等の輸送の確保に必要な措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生した場合の復旧に関する必要な事項について以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ、迅速に復旧を行う。

また、市は、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続き等について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国等への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した次の費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

- ① 住民の避難に関する措置に要する費用（国民保護法第168条第1項第1号関係）
- ② 避難住民等の救援に関する措置に要する費用（同法同条同項第2号関係）
- ③ 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用（同法同条同項第3号関係）
- ④ 損失補償若しくは実費弁償、損害補償及び損失補てんに要する費用（市に故意又は重大な過失がある場合を除く。）（同法同条同項第4号関係）

(2) 市長が救援の事務を行う場合の費用の支弁

市長が、知事から国民保護法第76条第1項に基づく、救援に関する措置を講ずべきことの指示を受け、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行った場合、知事に対し当該事務の実施に要した費用の請求を行う。

(3) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

市は、国民保護法に基づく医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対して、国民保護法施行令に定める手続等に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について次の協力を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

- ① 住民の避難誘導への協力（国民保護法第70条第1項関係）
- ② 救援への協力（同法第80条第1項関係）
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力（同法第115条第1項関係）
- ④ 保健衛生の確保への協力（同法第123条第1項関係）

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市緊急対処事態本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、次の事項を除き原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

- ① 国対策本部長に対する総合調整の要請
- ② 警報の通知及び伝達
- ③ 特殊標章等の交付及び管理

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国緊急対処事態対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて行う。

郡山市国民保護計画

平成19年4月

(平成28年1月修正)

(令和2年3月修正)

(令和7年4月修正)

(令和8年4月修正)

発行：郡山市

編集：郡山市総務部防災危機管理課

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23番7号

電話：024-924-2161

F A X：024-924-0999